

第4編 ドイツ

はじめに

本編は、ドイツ連邦共和国第2の都市、ハンブルク市の都市内下位区分(*kommunale Untergliederung*)¹についての調査報告である。

ドイツは、連邦制を採用し、16の州がそれぞれ憲法を制定して独自の自治を行っている。中でも首都ベルリン市と、歴史的に都市国家としての自立性を保ってきたハンブルク市とブレーメン市の3都市は、都市州であり、市域=州域という構造を探る。市=州で憲法を制定し、都市内下位区分を緩やかに統治している。日本の政令市のイメージで捉えると、都市内下位区分は行政区としてイメージでき、理解しやすい。

ドイツの近隣自治機構の歴史は長く、戦後占領軍時代にさかのぼる。当時の政府がなく、人々の生活を支えるのは市町村で、その地域にあわせて行政を行った。その後州政府ができ、市町村内をさらに下位区分して、近隣自治機構を強化してきた。ドイツは政党政治であり、選挙制度も小選挙区併用比例代表制度（拘束名簿式）を探る。近隣自治機構の構成員も選挙で選ばれ、比例代表制を採用しているため、実質的に代表制議会に近い組織である。

各州が「分権型自治」を行っているため、もちろん一概にハンブルク市の事例がドイツ全体を概括しているわけではない。その上で、川崎市と人口規模や区割りが似ている都市が「分権型社会における都市型コミュニティ施策」をどのように行っているのか、1つのケース事例としてまとめたい。

第1章 ドイツ・ハンブルク市での調査概要

第1節 調査の概要と目的

1 調査の概要

本調査は、平成16年11月26日（金）にフランスのパリ市から列車でドイツのハンブルク市へ入り、およそ1週間にわたりハンブルク市のアルトナ区を中心に行政機関と積極的な市民活動について視察・ヒアリング調査を行ったものである。

¹ ドイツでは「近隣政府」のことを「都市内下位区分」と呼ぶことが一般的である。
(日本都市センター編『英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治』日本都市センター、2004年)

ハンブルク市は、ドイツ北部に位置し、人口規模170万人、面積755平方キロである。地下鉄と近郊鉄道が発達しており、市内の移動はしやすい。

政治的には、ハンブルク市議会は2002年の選挙で失業者政策を打ち出した右派CDU（キリスト教民主同盟）が大勝して単独過半数を獲得し、なお第3党のGAL²（緑の党）と連立を組んで、与党を形成した。政策的には伝統的な価値観に基づき保守的な傾向を持つが、環境問題や労働者雇用政策等については積極的に取り組んでいる。参加型民主主義の住民組織は左派の政策として1970年代、1980年代に西ヨーロッパで起こったが、その予算は削減されている傾向にある。

また、トルコからの移民やロシアからの移民などを多く抱えているなど、国際的な問題もはらんでいる。

経済的にはエルベ川に沿って漁業が発達して、ドイツ経済の1つの要衝であり、現在各地区で再開発が進んでいる。しかしドイツは全国的に経済状況³も財政状況も悪く、ハンブルク市も縮小財政である。

アルトナ区はハンブルク市の地理的中心にある下町であり、人口およそ24万人、面積77.5平方キロである。青少年問題への対策や長期失業者雇用問題への対策、文化的活動支援等、社会文化的な開発が進んでおり、行政による人的或いは財政的支援を受けながら、協働による市民活動が活発に行われている。これは先行事例として、東京外国语大学教授である谷和明先生が継続的に研究されているテーマであり、本調査においても多大な協力を頂いた。

ヒアリング対象は、市議会議員や区集会議員、区長、区役所職員、市民活動家、市民活動組織等、ハンブルク市政やアルトナ区政を円滑に且つ活発に運営しているアクターである。

通訳には、ハンブルク大学日本語学科講師の宮崎登先生、同職員のAndreas REGELSBERGER氏に協力を頂いた。



地図1 ドイツ北部のハンブルク市

² 欧州一般的には“Grüne（緑の党）”と呼ばれるが、ハンブルク市ではGALと呼称されている。本編では後者を用いることにする。

³ 失業率は2004年に10%を越え、ここ数年、上昇傾向にある。

2 調査の目的

今回の海外調査研究全体の目的はすでに巻頭で述べているところだが、ドイツの中でもハンブルク市、特にその行政区の1つであるアルトナ区を調査対象都市として選定した理由は以下の3つである。

第1の理由は、人口規模や市内を7つの行政区に区割りしている点など都市の規模における川崎市との類似性である。

第2に、行政機構の比較のしやすさがある。ハンブルク市は2層制で、下位区分を設置しており、日本の政令市と似た構造を探っている。

第3に、市民活動やまちづくりの先駆的事例の存在である。具体的には区民祭ニアルトナーレ(Altonale)の開催と社会文化センター“MOTTE”を取り上げた。これらは、今回の中心的な調査対象ではないが、独自に活動を広げて充実しており、区も公認で区政の活発化に少なからず影響を与えている事例の1つである。こうしたハンブルク市内の個別事例を調査報告することで、区民会議の運営に加えて、ソーシャル・ガバナンス時代の行政活動について示唆が得られよう。

川崎市の場合、地方自治法の枠内で、自治基本条例と一般の条例によって市内をある程度自立的に運営でき、積極的に区民会議の設置も試みている。しかし区民会議が実効性を維持していく上で今後も様々な課題が想定される。法制度や各種環境、文化背景等の相違を踏まえた上で、ハンブルク市の事例を通して、川崎市の区民会議の制度設計について、地方自治法の限界や、現実的な課題点を探り、どの点を工夫すれば、その意図が区民会議の導入や分権型社会のコミュニティ施策に反映できるのかという将来的可能性を考察したい。

第2章 ドイツの地方自治

第1節 統治機構

ドイツは1990年の東西統一により、旧東ドイツ地区の5州、都市州として3州、旧西ドイツ地区の8州の全16州となった。人口はおよそ8200万人で、国土面積は35万7千平方キロにおよぶ。

現在のドイツは連邦(Bund)の下に州(Land)政府、州政府の下に郡(Kreis)と郡に属さない市(Gemeinde)がある。市や郡の下の町(Gemeinde)は都市内下位区分を持っているので、2層制に加えて都市内下位区分を置く。

連邦政府は、EUの規定との整合性をとりながら、連邦基本法⁴（この章では、以下基本法とする）、連邦法等によって各州を統制するが、各州は独自に憲法を制定し、立法権、行政権、司法権を保持する「国家」としての性格を持つ。基本法第28条第2項は地方自治を保障していて、各州が憲法を制定する権利が制度保障として規定されている⁵。

ドイツが分権型を志向するのは2つの歴史的な事象が関係するようだ。1つは、戦後1～2年ほど、アメリカ、イギリス、フランス等の連合国各国が分割統治していた経過があり、各占領国が統治下の地域に母国の制度を導入したことであり、もう1つは、ナチスの全体主義支配、一党支配に対する反省からくる分散した統治機構の構築である。実際に連邦中央官庁は、首都ベルリンに集中することなく、各州に点在する状況⁶である。

連邦の立法府は二院制を探る。一方は連邦議会（Bundestag）であり、国民の代表機関である。日本でいう衆議院にあたる。もう一方は連邦参議院（Bundesrat）であり、各州の代表機関である。連邦政府は、外交、連邦財政、連邦国防を担当する。各州政府は連邦の専権事項以外を担当する。

州政府は、独自の憲法に基づいて、内部部局を置き、参事（大臣）がその責任者となる。連邦からも州政府に派遣ポストがあり、EU・外交担当や連邦当局の各部局担当が着任している。

第2節 各政党の概要

連邦のシュレーダー現政権は、SPD（ドイツ社会民主党）とGrüne/GAL（緑の党）との連立政権である。CDU（キリスト教民主同盟）は共同体を重んじる伝統的な価値観を持つ右派保守政党であるが、国民的政党として幅広い支持を集めている。SPD（ドイツ社会民主党）は中道左派政党であり、参加型民主主義政策や教育政策について革新的な制度を提案している。Grüne/GALは環境問題に強く、現政権でもドイツの環境政策を牽引している。PDS（民主主義社会党）は旧東ドイツの共産党が前身であり、左派少数政党である。FDP（自由民主党）は中道的な政党であり、各時代の連立政権の一員を担ってきた。1970年代にはSPDとFDPが連立政権を組みケインズ主義的な成長政策を背景に福祉の充実を推進した。第1編でも紹介しているが、1970年代はヨーロッパで社会民主主義的な運動が盛んになった時期であり、ドイツでも同

⁴ ドイツの連邦憲法「ドイツ連邦共和国基本法」で、1949年制定。

⁵ 木佐茂男『豊かさを生む地方自治』日本評論社、1996年

⁶ 大蔵省や経済・技術省、外務省等、国政に密着している中央官庁はやはり首都ベルリン市に集中しているのが現状である。特許庁や連邦銀行、欧洲中央銀行等はドイツの金融センターであるフランクフルトにある。

様の政治枠組みが成立した。1982年以降のCDUとFDPの連立政権は市場原理を重視した。この路線は16年間継続された。1998年に成立したSPDとGrüneの連立政権においては、旧東ドイツやソビエト連邦など社会主義国家の崩壊の影響もあり、市場原理の枠組みの中で社会国家理念の実現に努める政権運営を行った。社会開発予算が増えて青少年支援政策が重視されたり、学校制度の改変に向けた動きが活発化した。2002年の連邦議会選挙では、SPDが僅差で第1党となり、政権を維持したが、市場原理重視やEUの理念に従いながらも移民に厳しい立場をとるなど右派CDUが台頭している。

また、今回の調査対象である区集会制度については予算配分等が州（市）政府の政権交代により影響を受けてきたというヒアリング結果がある。後述するが、ここ半世紀大きな政権交代がない日本では、政策路線の変更があまりなかったが、政治が行政に大きく影響するということは、住民生活への影響も大きくなるため、利点と弊害が交錯することになる。ドイツ型参加型民主主義は、投票主体の成熟に加えて、政権交代による政治路線変更の影響を受けながらも行政政策の安定性確保が鍵となっている。

第3章 ハンブルク市の統治構造

第1節 ハンブルク市の統治機構

1 ハンブルク市の行政機関

行政権の最高機関はハンブルク市長（知事）である。市参事会（Senat）制⁷をとり、市長は参事（Senatoren/Senatorinnen⁸・大臣）を、各部局の責任者として任命し、それを市議会に承認してもらう。部局には、教育・スポーツ局、内務局、社会・家族局、まちづくり・環境局、経済労働局、科学・保健局、財政局、司法局、文化局の9つの専門官庁がある。また、助役的な存在として、参事会官房（Senatskanzlei・その長は現在市長が兼務）、国家公文書館（Staatsarchiv）、人事局（Personalamt）の3機関があり、あわせて元老局（Senatsamter）と呼ばれ、市政・区政を監督・統括している。市長を頂点に、市議会の決議を参事会に執行させる。ちなみに区役所担当は内務局である。参事会は毎週1回開催され、市政、議会運営等について会議を開く。参事会を開く「参事の間」（写真1）には、厳格な雰囲気を持つ装飾を施された椅子が

⁷ 日本の内閣の閣僚をイメージすると理解しやすい。

⁸ 男性参事と女性参事。現在9名中3名が女性である。



写真1 参事の間

そろえられ、参事が誠実に議論することを宣誓する。

2 ハンブルク市議会

立法権については、自由ハンザ都市⁹ハンブルク州議会=市議会が立法府として設置され、「元老院」と呼ばれている。その最高位はハンブルク市議会議長であり、議会の代表者として、その長たる権限を行使してハンブルク市役所と対峙する。議会慣例上の提案権における最高機関である。また市参事は市議会議員であることを要件としないが、市議会議員の中からも選出され、執行部としての市参事会を構成する。参事と一般的な市議会議員は、議場までの階段、回廊が別々に用意される。参事のお客様も参事の階段を利用でき、逆に市議会のお客様は議員用の階段を利用して議場に入る。議場は札投票制で、秘密投票時には、投票部屋に1人ずつ入室してその結果で決議がなされる。

市議会の議席数は現在、全121議席で、うち CDU（キリスト教民主同盟）が63議席の第1党であり、17議席の第3党 GAL（緑の党）と連立を組んで現在の与党を構成している。第2党の SPD（ドイツ社会民主党）は41議席である。そして全議員の中から議長1名と副議長3名、書記3名を決める。

議院運営は委員会制度を探っており、議長が委員長となり、全議員で構成される「議院運営委員会」を始め、その「議院運営委員会」の傘下に議員各11名で構成される専門委員会が12、議員17名で構成される専門委員会が1つ（社会福祉委員会）、議員21名で構成される専門委員会が3つ（財政委員会、予算委員会、都市開発委員会）ある。その他、同じく議院運営委員会の傘下に、「住民監聽」、「憲法擁護」、「書簡・郵便・通信機密」の全3審査委員会がある。各委員会の内訳は各会派の市議会の議席数が比例配分され、例えば11人委員会の内訳は、CDU6名、SPD4名、GAL1名である。

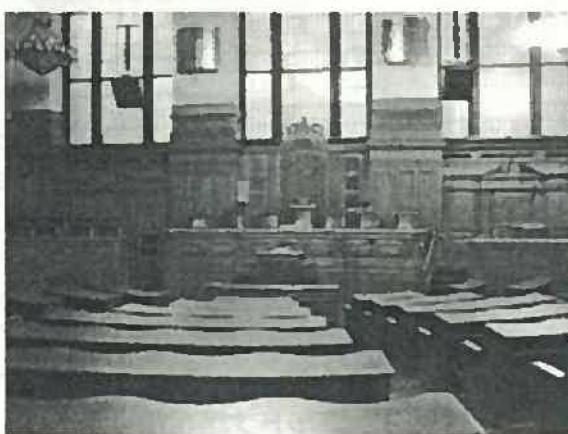


写真2 ハンブルク市議会議場

⁹ 歴史的に皇帝の直轄市であり、自治を維持してきた誇りを込めて自ら呼称する名称。

議決事項等は州憲法に規定されている。

第2節 区の統治機構

1 区役所 (Bezirksamt)

ハンブルク市域は現在7つの行政区に線引されている（地図2¹⁰参照）。今回の調査対象は、ハンブルク市の中西部に位置するアルトナ区であるが、人口規模は各区ともおよそ25万人から27万人ほどである。ベルリン市が340万の人口で12行政区設置し、1区あたりおよそ30万人規模、ブレーメン市の行政区は人口規模が小さく、人口68万人のところ、23区設置されており、1区あたり1～4万人規模である。フランスのパリ市が213万人都市を20区に区分していたのと比較するとベルリン市とハンブルク市は少し大きめの下位区分である。川崎市の各区は15～20万人前後の人口であり、ドイツの大都市と似ている。ベルリン市、ハンブルク市、川崎市は人口の流動性から転入者を考慮すると適正規模よりは肥大化していると考えられる。



地図2 ハンブルク市の区割り

詳細は第4章で述べるが、ハンブルク市の場合、区に関する事項は、「区行政法（Bezirksverwaltungsgesetz）¹¹」で規定されている。各行政区には区役所があり、区の中心地域に1つ置かれ、区政を統括している。アルトナ区の場合、アルトナ駅から歩いて10分のところに白い建物の区役所がある。



写真3 アルトナ区役所

区行政執行機関の長として区長（Bezirksamtsleitung）がいる。区長は他の官庁及び住民に対して区を代表する機関であり、区役所の行政を指揮し、区集会の決議を執行する。区長職は市議会による任

¹⁰ 詳細の区分は地域のまとまりで統計上の区分にもなっており、この区分3～5つごとに、後述する「地域事務所」、「地域委員会」が置かれている。

¹¹ 区行政法の日本語訳が、日本都市センター編『英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治』日本都市センター、2004年、に掲載されているので参照されたい。

命制である。区長候補者選出には2つのルートがある。1つは市議会によって公募されるルートで、もう1つは区集会の構成員の多数決により選挙され市議会に對して提案されるルートである。ただし、区集会の多数決により候補者が提案された場合、市議会の公募は無視できるという規定がある。このように実質的に区集会の選挙による候補者決議が区長を選出していく1つの閑門となっていることからも、区役所・区集会が市議会から自立していることが尊重されていることが読み取れる。また、区役所が区民の監視下にあることもわかる。

区長の任期は6年である。任期満了後、或いは任期満了前に後任者が選挙され実質的に不信任となった場合に市議会から解任される。不信任決議制度の規定はないが、区集会の構成員及び市議会は、区集会に区長選挙提案を提示することができ¹²、区集会が手続きに沿って後任区長を選挙することによってのみ、区長に對して不信任を決議することができる¹³。

区役所のセクションは日本の係単位の職場とは異なり、1人1セクションといった人員配置で、各人に自分の仕事部屋やスペースがあてがわれ、デスクには情報端末と電話等そこで仕事が進められる環境がある。

2 ハンブルク市の近隣自治機構

ハンブルク市内の下位区分（＝行政区）には区議会が存在しない。この点は日本の政令指定都市と親和性があり、フランス・パリ市とは異なる点である。ただしパリ市の事例は行政区をさらに狭域に区分して、その区内を隙なくいくつかの近隣自治機構を設置しており、ハンブルク市も地域委員会（後述）という狭域自治の制度を持つ。

ハンブルク市の近隣自治機構は「区集会」(Bezirksversammlung)と呼ばれる。区集会は、区の住民の意見を集約したり、あるテーマについて議論を深めて、区民が政策決定過程に参加していく、1つの住民代表組織であり、立法府ではない。その点で、区役所と区集会の関係は「市役所に対する市議会」という対置構造は採っていない。パリ市の事例では各区をさらに区分して近隣住区評議会を設置していたが、ハンブルク市の区集会の場合、各区に1つずつ設置されている。この点でフランスの近隣住区評議会とハンブルクの区集会の単純な比較もできず、それぞれの特徴と意義を抽出して考察する必要があることがわかる。さらにフランスの近隣住区評議会の選出方法とは違い、区集会の議員は、市議会議員選挙と同日開催の選挙によって選出されるのが特徴である。住民は2票を持ち、市議会用と区集会用とで別々に投票することができる。ただし、政党の影響力も強く、実質的に市議会も区集会も同じような議席配分と

¹² 区行政法第26条第3項。

¹³ 区行政法第26条第1項後段。建設的不信任制度と呼ばれている。

なる。この意味で、区集会は運営の自立性を確保しながら¹⁴も、政党会派の監督下におかかれていると言える。

表1 ハンブルク市の市議会・区集会投票率（同日開催）

ハンブルク市	市議会投票率	区集会投票率
1997年	68. 7%	66. 8%
2001年	71. 0%	69. 2%
2004年	68. 7%	67. 1%

表2 ハンブルク市議会の3大政党の得票率

ハンブルク市議会	SPD 得票率	CDU 得票率	Grüne/GAL 得票率
1997年	36. 2%	30. 7%	13. 9%
2001年	36. 5%	26. 2%	8. 6%
2004年 ¹⁵	30. 5%	47. 2%	12. 3%

表3 区集会の3大政党の得票率（全区平均）

ハンブルク市区集会	SPD 得票率	CDU 得票率	Grüne/GAL 得票率
1997年	34. 7%	30. 8%	17. 3%
2001年	34. 3%	27. 0%	10. 4%
2004年	30. 0%	44. 7%	15. 2%

市議会及び区集会の決議方法は単純多数決をとるため、市政運営や区政運営は市議会・区集会の多数会派が絶対的優位に進める。

区集会の決議は区役所を一定の範囲で拘束する旨の規定¹⁶がある。区集会の審議事項の中には、区集会の決議が区役所の行動や支出を拘束して、必ず解決しなければいけないとされるものもある。区集会の議員が選挙によって選ばれていることからすると、区集会の決議事項が一定の公共性を維持して、公金支出の決定に関与していくことは正統性を持つと考えられる。また、区集会の審議事項や決議事項、決議の手段、決議が公金支出を決定できる対象領域などが、市の法律で明記されていることは、川

¹⁴ 区行政法第15条、第16条で区集会の区の事務に関する自立性を保障されている。

¹⁵ 1997年、2001年は少数政党が議席を保有しているため、3党のみでは100%に満たない。2004年選挙は少数政党が議席を取り、3党のみ議席保有。

¹⁶ 区行政法第16条第3項に区集会の権限が列挙されている。

崎市で区民会議を制定する際にも重要な点だと感じる。

また、第4章で後述するが、区行政法第17条において、区集会の権限の限界が規定され、ハンブルク市としての一体性を損なわないように制御されている。

3 地域事務所と地域委員会

区内には中心地域から離れてしまうため、区役所に準ずる行政の拠点が必要な地域がある。そこで、区によっては2つ、3つ地域事務所という区役所の支所が置かれているところがある。アルトナ区の場合、地域事務所はブランケネーゼ¹⁷に1つあるのみであり、社会福祉や老人支援、まちづくり等のセクションがあり、区の中心から離れた地区の行政拠点となっている。区行政法第4条第2項によると、地域事務所の設置・廃止は区集会の意見を徴してから市議会が決定する。地域事務所には地域委員会が設置され、区集会の管轄事項について、特に地域的な利益に関わる場合に協議を行うことができる。

地域委員会は、より参加型民主主義の色を濃くした近隣自治機構であり、区集会の狭域版である。およそ5～10万人に1つの会議体がおかれる計算となる。地域委員会の議席は、区集会で各会派が獲得した議席を比例配分して決定されるため、区集会の勢力縮図となる。各政党は得た議席数について、党の候補者名簿の中から地域委員会の構成員を選出する（拘束名簿式）。地域委員会にも専門委員会等を置くことができる。近隣自治機構の区割りの適正基準については、議論・検討の余地があるところである。

第4章 法令・制度から見る区政

第1節 区行政法（Bezirksverwaltungsgesetz）について

ハンブルク市（州）憲法には、区行政に関する具体的な記載はない¹⁸。しかし区制度の根拠として、同市（州）憲法第4条第2項に「法律によって、部分領域について、委任された課題の自立的解決の任を負った行政単位を設立することができる」という

¹⁷ アルトナ区の西部にある、高級住宅地区である。

¹⁸ 例えばベルリン市は市（州）憲法に区行政の詳細な規定があり、さらに区行政法で具体的に規定している。

規定がある¹⁹。また、同第56条において「国民は行政に協働することができる。この協働はとりわけ、行政官庁の、名誉職によって活動するメンバーとして、行われる」と規定しているだけである。

区制度の主な法源は、「区行政法」である。区行政法には、区集会の構成員の選出方法や、審議内容、決議の意義など議院運営について規定されているとともに、議長の権限や市議会との関係など機関の権限等についても規定がある。

上記から、区集会は行政（執行機関）の諮問機関と推測できる。しかし、区集会の構成員は比例代表制選挙制度により選出され、政党会派の影響を受ける組織構成となっている。

1 議院運営規定

(1) 区集会

(構成員)

区集会議員は市議会議員選挙と同日に選挙され、区内の選挙権のある住民の中から各区で全41名ずつ選出される。任期は市議会議員と同じ4年である。政党無所属の当選者もいるが、政党内に属する人が主であり、フランスの事例とは構成員の選出母体が異なる。名誉職として無報酬で活動するのはパリ市の事例と同様である。

(議長)

区集会は、構成員の中から議長と議長代理を選挙する。議長は、区民及び区役所に対して区集会を代表し、区集会の議題を定め、区集会を招集する。議会開催中は秩序維持権を行使する。

(会議運営)

区集会は、法律に特別の定めがない限り、単純多数決で議決する。区集会とその委員会は、構成員の半数が出席しているときに議決能力があるとみなす。区集会とその委員会は公開制であり、住民に対しては質問機会を与えることができる。ただし、個々の議題ごとの多数決の議決によって、公開は排除することができる。事案が、法律によって或いは事案の性質によって、とりわけ参加者や第三者の正当な利益によって要請されているときは非公開とされる。さらに、区集会及びその委員会の非公開の会議における協議の内容は、秘密とすることができます。その要件は、区長もしくは区長代理者がその旨宣言した場合、または区集会或いはその委員会が議決した場合である。

¹⁹ 日本都市センター編『英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治』日本都市センター、2004年、122ページ

構成員が非公開会議や秘密のものとして知りえた全ての事項については、これらの者が区集会議員でなくなった後においても、守秘を義務付けられる。

(2) 区集会の委員会

(総務委員会)

区集会はその中から全15名以内の総務委員会を設置する。区集会議長は総務委員会に所属し、その議長を務める。総務委員会は、法規、議事規則、区集会の決議によって委任された事務を行う。総務委員会は、区集会の次の会議の前に議決が必要となった案件について区集会に代わって議決をする権限を有する。その議決は次の会議において区集会に知らされなければならない。

(専門委員会)

区集会は特定の分野の課題のために専門委員会を設置できる。個別の議決の準備のため、または個別の申請や苦情の吟味のために特別委員会を設置できる。

(地域委員会)

区集会は地域事務所(Ortsamt)に地域委員会(Ortsausschus)を設置する。委員は全15名とする。地域委員会は特に地域的な利益に関わる事項を協議する。地域委員会は下属する委員会を設置できる。アルトナ区にはブランケネーゼ地区の地域事務所が存在し、さらに数個の地区(Ortsteil)に区分して地域自治の拠点としている。地域委員会はハンブルク市の特色ある制度だったが、近年の行政改革の流れで、地域事務所の統廃合とともに消滅する計画があるという。分区による新区増加に伴う区の効率化と地域の分権化に対応する考え方で、評価が待たれる。

区集会の各委員会の議席は、各会派の勢力比に応じてヘア・ニーマイヤー式により会派に配分される。これは大阪市立大学法学研究科の野田昌吾氏によると、「各党の得票率にできるだけ対応した議席を与えようとするもので、総議席数に得票率をかけて算出される各党の理論上の議席数の整数部分をまずそれぞれの党の獲得議席として配分し、残った議席を小数点以下の数字の大きい順番に与えるというもの」²⁰。少数政党を優遇する方式である。日本はドント式により議席の比例配分を行っているが、こちらは大政党に有利な配分法である。区集会のどの会派もどの委員会にも最低1つの議席²¹を与えられるよう要求することができる。ただし会派に属さない構成員は、区集会議長に申し出て、2つの委員会を指定し、そこで常時活動できるものとする。

²⁰ <http://koho.osaka-cu.ac.jp/vuniv2003/noda2003/noda2003-8.pdf>

²¹ これを基本議席という。

委員会の構成員は、区議会議員のほか、区民も区議会の被選挙権を持つ場合等は専門委員会または地域委員会の構成員として任命されることがある。

2 機関の権限等についての規定

(1) 市議会との関係

区役所は市参事会を通じて市議会からの監督を受ける。区役所が管轄する場合であっても、市議会は指示を発すことができ、また案件を自ら処理し或いは当該案件の処理を専門官庁または元老局（Senatsamter）に委任することができる。

(2) 区議会の権限

区議会は、勧告によって行政の行動を促し、業務執行を監視し、区議会に留保されている事柄を決定し、この法律に規定されている選挙を行う。区役所は、業務執行と将来の企図について区議会に常に情報提供しなければならない。区議会は区役所の事柄全てについていつでも教示を求めることができる。区役所は区行政法第18条に従って異議を申し立てるのでない限り、区議会の決定に従う。区によって重要ではあるが、その解決のための権限が区の管轄に属さない事柄全てについて、区議会は勧告を発することができる。

前述したが、区議会は区行政法第26条に従って区長を選挙する。

(予算と区議会決議の連動)

区議会は、以下のことについて経済性と候約性を考慮しつつ、区役所を拘束する決議を行う（第16条第3項）。

①一定の²²予算と財政計画のための策定手続きについて

各専門官庁の個別予算において、市議会によって指定された区の事業で区の自主的裁量の余地がある大枠的な予算指定がある。区役所は、この予算指定について、指定された予算額を区の管轄に属する事業領域の個々の目的に割り振ることができ、そのために区ごとの予算においては一般予算と目的別予算の区分に従った項目を置く権利と義務を有する（第27条第5項）。区議会はその予算指定の振り分けを議決し、区役所を拘束することができる。

②一定の²³予算執行について（第29条第3項）

第27条第5項による項目において、20%以上他の項目のために使用できることとなった場合に流用を行う場合（第29条第3項第1号）や、予算年度内に追加的補

²² 区行政法第27条第5項第3文、第28条第1項第3文及び第2項。

²³ 区行政法第29条第3項。

正予算を組む場合（同第2号）、指定予算額の削減が必要になった場合（同左）で上記の大枠的な予算指定分を使用する場合には区集会の同意が必要である（同第3号）。

また区の事業について、区事業による収益があってこれを当該事業の費用ないし他の目的に支出できる場合がある（第27条第6項第3号）が、その収入や余剰収入を他の目的に支出する場合に限って区集会の同意が必要である。

③区の特別財源（＝独自財源）²⁴の使用について

予算案には、個々の区役所それぞれに個別の予算案が示される。区役所ごとの個別予算には、区の独自財源のほか、区の仕事を行うことによって生じる収入や、人件費、行政需要のための物的な支出、区役所の行政目的のための投資等が見積もられる。区の独自予算については、区集会の決議によって支出が決定される。

（権限の限界）

区集会の権限は、法律及び命令、自由ハンザ都市ハンブルクの予算、市議会が策定した区役所の事務大綱、市議会の管轄に関する指令、その他の決定や一般的な行政規定、個別指示によって限界付けられる（第17条）。

また区集会の決議が上記法令や規定等に抵触しているときには、区長が議長に対し、決議のあった2週間以内に異議を申し立てなければならない。異議申し立ては停止効をもち、区長が暫定的な措置を取ることができる。区長はその措置について、議長に遅滞なく通知しなければいけない。

（異論申出権）

区の構造を大きく変える専門官庁の決定に対して、区集会は、市議会に異論を申し出ることができる。また区集会を参加させることが必要であるにもかかわらずその手続きを省いて行われた区役所の決定、または区集会の拘束的議決に反して行われた決定に対しては、区集会は市議会に異論を申し出ることができる。拘束的議決が実行されないときも同様とする。市議会は裁定決議を行うまでの間、暫定的な措置を取ることができるが、市議会が区集会の異論を棄却したときには、市議会はその決定の主要な理由を示して区集会に通知する。第17条より、財政的な制約を理由とすることも可能である。

²⁴ ともに訳語は“Sondermittel”である。

第5章 ヒアリング調査から整理するアルトナ区の実態

第1節 形式的な区集会と実質的な専門委員会

1 区集会の実態



写真4 区集会の様子²⁵

第4章で述べたとおり、区集会は、ハンブルク市の区行政法に規定され、市内各区に設置されている「市民が政策決定過程に参加するための箱」である。その箱をどのように運営していくのか、どのように実効性を維持していくのかは、各区の力量である。つまり「制度」は運用次第で活かされたり、機能しなくなる危険性をも秘めている。フランスの事例でも同様だったが、ドイツでも区集会の機能が、その区の多数

会派（多数政党）の右派左派に関する政治的方向性に依存してしまう性格を持ち合わせる。このことについての詳細は以下でふれることになるが、まず区集会の運営（運用）方法について整理する。

区集会では、地域のあらゆる問題が論議されるため、各専門的な知識が必要である。この種の会議体は概ね部会を持ち、テーマごとに分担して専門的で実質的な議論を進めていくことが多い。ハンブルク市の区集会制度においても専門委員会にて実質的な議論をしているのが現状である。

区集会は年11回、8月をのぞいた毎月1回開催される。構成員及び区長は会議へ出席するが、その他各専門委員会等の会議もあるため、議員は忙しい日々を送っている。

また、ドイツの場合、連邦議会も州議会（＝市議会）も区集会も政党政治がベース²⁶であり、決議は単純多数決で実施されるため、議題が本会議に上がるときには各会派間で調整が済んでいて、最終的に与党多数派の賛成で（或いは与野党の全会一致で）決議がなされる。もちろん、本会議は市民に対して公開で行われる会議であり完全に形式的なものとはなりえない²⁷が、議員の中で結論は決まっており、その決議は形式

²⁵ ハンブルク市ホームページより転載

<http://fhh.hamburg.de/stadt/Aktuell/bezirke/altona/bezirksversammlung/start.html>

²⁶ 区集会の選挙制度は比例代表制である。

²⁷ 実際に市民の大きな反対があれば振り出しに戻る可能性もあるし、専門委員会で議

的に「演じられる」ことで手続的正統性を確保するためのものであることが多い。

そのため、野党側は、区集会での議決前までに自分の会派の政策を少しでも原案に盛り込むことを目標に専門委員会や日々の地域での活動に尽力する。また与党も、議会運営や政権運営上、民主主義的プロセスを重視しながら、与党原案を通し、野党の合意を取り付けるために地域での活動を行う。

現在、アルトナ区の与党多数派は、右派の CDU (キリスト教民主同盟) と GAL (緑の党) の連立で構成されている。野党第1党は左派の SPD (ドイツ社会民主党) であり、1998年から2002年まで GAL との連立で多数派を構成していた。これは、ハンブルク市の与野党関係と同一である。区集会議員選挙と市議会議員選挙とが同日開催され、また、政党の影響力が強いため、実質的に市議会も区集会も同じような議席配分となるからである。この点では、フランスの近隣住区評議会の運営（運用）の活発度がパリ市内各区の政権の右派左派に依存し、各区间でも活発度にバラつきがあるのと異なる。しかし両国とも、政権の政治的性格が近隣自治機構の運営、つまり参加型民主主義制度の推進に影響を与えててしまう傾向にある。

2 議員のロビー活動と専門委員会の運営

専門委員会の制度的概要は第4章で述べたので、ここでは専門委員会の運営（運用）状況を SPD アルトナ地区事務所に所属するアルトナ区集会の議員（構成員）からのヒアリング結果を交えて記述する。

以下で、区集会の議論を実質的に支え、ひいては参加型民主主義を支える、個々の議員の活動の意義について報告し、専門委員会の運営について考察する。本章第2節においてはケース事例を引きながら、具体的に専門委員会の運用状況を伝えるとともに、参加型民主主義についての課題や問題点をあげることになる。

（1）区集会議員の活動

区集会議員は名譽職として活動し、給与は支給されず費用弁償に留まる²⁸。その仕事の内容は、情報収集と地域の課題解決、区集会や専門委員会の議案づくり、区集会や各委員会、また関連団体²⁹との連絡調整等の各会議への出席ということになる。また各政党事務所において、電話での相談も受けている。こうして得た地域課題が、区集会や地域委員会で取り上げられ、或いは専門委員会等に付託されることになる。専門委員会では、収集された情報や意見を実質的に議論し尽くして区集会の決議にも

論し尽くせず本会議に付託して議論を深める必要性があるものもある。しかし「そのような意見の対立はすでに調整されていることが多い」とのヒアリング結果があった。

²⁸ 他の州でも概ね同様の制度を持つ。

²⁹ PTA や、行政機関、関係住民等のこと。

ちこむ。いくつかの分野にまたがる問題など、専門委員会では議論しつくせず、改めて区集会に付託される課題もあるという。

地域の課題を相談する窓口は、区役所や区集会議員、政党会派の事務所である。アルトナ区には市民活動団体も存在するが、最終的に市民の直接参加という形で自分たちの提案意見を述べて政治に、または行政に影響を与えるところというのは区集会や地域委員会である。政治に直結している点が区集会や委員会の区集会或いは委員会だる所以である。そして議論の透明性が保障されていることが重要である。区集会や委員会は市民の自由参加の形で公開されているため、自由に出席して、各会議毎に30分ほど設けられる「住民の時間」という自由発言の機会に自分たちの意見を述べ、政治参加できるのだ。

しかし、議論すべき内容は幅広い。例えば区集会議員が地域を歩き、人々に声をかけ、かけられながら、困っていることを情報収集する中で、時には「公園の横の街灯が切れているので取り替えてほしい」、「公道に街灯が少なく、暗い場所で治安が悪くなっているので街灯を増やしてほしい」、「半地下型高速道路に屋根を付けてほしい」といった要望に、また時には、交通規制の問題、「ドイツ特有の中學卒業後に職業コースと進学コースが分かれてしまう学校制度が学力低下を招いているので新しいタイプの学校制度をつくってほしい」といった教育問題などに直面するという。区役所の適切な部署さえ知つていれば誰でも電話連絡で解決する問題から、地域で話し合うことが妥当な問題、ドイツ全体に影響する問題まで幅広いことを請け負い、適切な対応をしていく。まさに、地域の課題解決のために奔走する。

(2) 議員活動のインセンティヴ

では、議員活動のインセンティヴはどこにあるのか。

1つは、「自治の意識の高さ」や「名誉に対する誇り」といった政治意識の存在があげられる。

自由都市ハンザ同盟として発展してきた歴史を持つハンブルク市の政治文化として、地域のことはまず自分たちでやろうとする「自治の意識」が高いことは、制度を支えて活性化させる背景として大きく影響していると考えられる。区集会議員への報酬がない中で³⁰、地域のあらゆる問題について、地域の人の声を聞いてまちを歩き回り、1つ1つ解決していくのは、自治意識と倫理観（或いはプロテスタンント的な倫理観³¹）や「名誉に対する誇り」が働いているというように考えると理解しやすい。給与がない中で政治活動・自治活動を行うのは容易なことではない。ヒアリングを実施したSPD所属の議員は、ハンブルク大学で講師として社会学を教えて生計維持している傍

³⁰ 具体的には一度会議に出席すると60ユーロの支弁があるが、報酬ではない。

³¹ M・ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』

らで政治参加している。また驚くべきことに、ハンブルク市の市議会議員にも議員報酬がない。職業政治家として歳費が支給される他の州議会とは大きく異なる。少額の支弁はあるが、市議会の議長職でも1回の会議出席で120ユーロのみであり、CDUの市議会議員 Barbara DU DEN 氏も午前中は図書館の司書をして生計を立てながら、市議会の第二議長を務めていた。もちろん、ハンブルク市議会議員でありハンブルク市の CDU 代表 Bernd REINERT 氏のように政治一本に絞って尽力している議員もいるが、彼も「数年前から」政治専門になったということだったので、通常の議員は他に自分の仕事を持ちながら政治活動をしているのである。

パートタイム就労が認知されている労働環境がハンブルク市の政治を支えているが、余暇時間を利用する人々が増加したり、個人主義化・核家族化・単身家族化³²が日本以上に進んでいる現代ドイツにおいて、区集会制度が維持・活発化している理由としてはそれだけで説明がつくものではない。

インセンティヴの第2点は、区集会が議員養成の場となっていることである。

政党政治のドイツでは、政党に所属して政治活動をする若い人材がいる。徒弟制度ではなかろうが、下積みから鍛えられて党員として養成されていく。そのため、区集会が、市議会や州議会、連邦議会へと上昇していくルートとして議員の中で認識されているということがあげられる。特に若い議員にとって、まず地域での活動が認められなければ、党本部で認められず、区集会が議員のインキュベーター（孵化装置）として機能している面がある。実際に、現在のアルトナ区長・Hinnerk FOCK 氏は、1971年から1983年までハンブルク市ハンブルク・ノルト区において区集会の構成員として活動し、1974年からは議長を務めた経験を持っている³³。この点はフランス・パリ市の近隣住区評議会の議員（構成員）がボランティア職として規定されているのと大きく異なる。パリ市では代議制区議会議員と近隣住区評議会の議員が似たような仕事をこなしながら³⁴、一方では報酬が支給され、一方では費用弁償さえ不安定な地位・立場の違いが浮き彫りになり、近隣住区評議会制度の維持・活発化を阻害している面があった。

日本と同様に、定年退職した現役引退組の人々の地域活動への回帰もある。しかし、議員となるには選挙で当選しなくてはならず、多くの人は議員になるより、地域の問題に進んで取り組んで、区集会や専門委員会に自由出席して意見を述べることで政治参加していくことになろう。この点から、区集会や委員会を公開として自由発言

³² ハンブルク市の統計上、市民の半数以上が単身世帯である。

³³

<http://fhh.hamburg.de/stadt/Aktuell/bezirke/altona/bezirksamt/bezirksamtsleiter/start.html>

³⁴ もちろん代議員と評議員は権限も責任も明確に異なり、比較はできないが、「地域での活動の量的質的大変さ」が評議員にはインパクトとして残る。

を認める場所が確保されている³⁵ことが重要とわかる。

SPD議員の最近の苦慮は、住民の中に、「自分たちで解決しよう」という気持ちを持つ人が減り、議員へ頼んで依存してしまう人が増えたことだという。区集会議員が精力的に活動する反面、住民自治意識が低下してきているという矛盾もある。

第2節 ケース事例から見る、区集会決議のリスク

ここでは、区集会や地域委員会で取り上げられたトピックスのうち、1つは住民の発案が区集会の決議を通して行政を動かし、実際に住民の生活に影響を与え、さらに市議会にまで議論が及んだ事例、もう1つは住民意見と行政意見が合わないために論争が起きている事例を紹介する。2つの事例を通して、決議の影響力を紹介とともに、決議のリスクを考察したい。

1 計画ワークショップセンターを利用した事例

第1の事例は、アルトナ区内を走る主要幹線道路の速度制限問題について計画ワークショップセンターで議論した結果、住民意見が認められる形で決議されて、実際に主要幹線道路が時速30キロに速度規制されたものである。

(1) 計画ワークショップセンターとは

協働型の合意形成手法の1つとして、「計画ワークショップセンター」と訳出された手法がある。これは、課題があれば特別に設置される機関であり、一定期間を設けて時限的に設置され、議論の場が作られる。この手法は、ある議題について行政・政治側から提案される場合もあるし、住民の発議によって組織化される場合もあるが、行政と市民がワークショップを通して合意に至る手法であり、設置相談窓口は、区役所である。市民窓口の担当者が各種の有識者や関連する人に話をちこみ、ワークショップをつくっていく。ワークショップの開催場所は、学校や空き家等既存施設を有効利用し一定期間借用して、センターとして機能させる。今回の事例は行政側から提案されたものである。

(2) 区集会決議と行政の対応

何年か前に、アルトナ区内を走る基幹道路で子どもが交通事故死した。住民は歩行者優先の住環境を整備したいと区集会で決議して、その道路の速度制限を時速30キ

³⁵ 会議の出席住民に発言権を認めるのは区集会の権利（区行政法第12条第3項）であって、法制度上、住民に対して自由発言権が付与されているわけではない。

口に落としてしまった。しかし、それはハンブルク市でも中心を走っている主要基幹道路の1つだったため、速度制限が市全体に影響を与え、経済活動に支障が出てしまった。

そこで市当局は、時速30キロ道路ではどうしてもハンブルク経済にとって都合が悪いとして、行政から計画ワークショップセンターの設置を市民に持ちかけていった。その主要幹線道路の速度制限問題については計画ワークショップが現在進行中である。

この事例は、アルトナ区集会の決定が一度は行政を動かしたが結果的にその決定が市全体の利益に抵触して別の解決策を模索しているというものである。この事例の意義は区集会の決議が、市全体或いは住民全体の共有問題として表出されたことである。計画ワークショップを設置する契機となり、地域の問題を掘り起こし、地域だけでは解決できない問題として市当局が動いている。決議のリスクを積極的にとる意義を確認できる事例である。

2 調停委員制度を利用した事例

第2の事例は、アルトナ区では唯一の地域事務所があるブランケネーゼ地区の地域委員会で始まった、半地下の高速道路に屋根を付けるか否かの論争についてである。これはすでに長期にわたり議論されている問題であったが、日照の問題等で「高速道路に屋根を付けてほしくない」日曜菜園をしている地域住民の意見と、騒音問題や安全性のために「屋根は付けたい」とする行政の意見がなかなか合意に至らず、調停委員を選出して議論を整理していく事例である。調停委員制度とは、市民と行政或いは政治の間を調停するために有識者に調停役を頼む制度である。

この地域課題は、ブランケネーゼ地区の地域委員会のさらに下部委員会で交通問題を扱っている委員会で議論していたが、日照権の問題と騒音問題や安全性は、一般的にどちらが優先する課題という種のものではない。そのため具体的に権利関係を整理して、その地域にとっての妥協点を探ってきた。最終的に、一部の日曜菜園の人の利益より、その地域の騒音問題や安全性を優先して、日照権を一定程度制限するよう調停委員から提案が出され、最終的には屋根を付けようということに落ち着いた。しかし結論が出た時点では予算が手当てできず、今はその問題が暗礁に乗りあげているということである。

ヒアリング中で確認できたのは高速道路が連邦予算から出るため、突然の支出ができなかっただということだが、区行政法に照らして考察すると、高速道路の問題は連邦政府の管轄であり、区集会のレベルで議論していたことが連邦管轄で区の事業のために目的を定めた裁量の余地のない予算指定³⁶から執行できなかったということだと推

³⁶ 区行政法第27条第3項。

測される。

ヒアリングの時間の都合上、調停委員の提案のもつ拘束力が確認できなかつたが、一般的には「調停」は当事者相互の行動に影響を及ぼすが、第三者の行為を拘束するものではないから、調停案は「当該問題についてその地域の方向性が出された」にとどまると理解できよう。

当該事例に関しては、ブランケネーゼ地区の専属事項ゆえに区集会に付託されなかつたのか、区集会に付託するより適しているという理由で調停委員制度を利用したのか不明であり、また、連邦管轄の問題が地域で話し合われることの有効性についての疑問もある。しかしいずれにせよ、合理的合法的な権利同士がぶつかり合う場合、合議体の場に出て議論をし、妥協点を見つけ、修正案を多数決で決議するという手法は必ずしも適切ではなく、むしろ調停委員という制度が有効性を持つこともあるということを示す事例である。

上記の2つの事例のように、決議にはリスクが伴う。市政に重大な影響を及ぼすこともある。しかし、合意形成プロセスが透明性を維持して進められる限りにおいて、住民が自分たちで決めるという決議の性格上、自分たちにも責任がある。間違えたら討論しなおし、或いは選挙で真意を聞けばよいのだ。課題解決へ向けて議論していく姿勢がある限り、このリスクは積極的に請け負っていくべきだと考える。

第6章 アルトナ区の市民活動

第1節 MOTTE

1 MOTTE とは

東京外国语大学の谷教授によると、「ドイツでは1970年代以降、学生運動の影響を受けた青年市民層を中心とする「新しい社会運動」の一環として「多機能で自主管理された、文化・コミュニケーションセンター」を開設・運営する運動が発展してきた」。それは社会的文化的開発の支援をする場として社会文化センターと総称され、ハンブルク市内には25の施設が設置³⁷されている。日本でいう公民館といった位置づけになるが、機能は全く異なる。

³⁷ 谷教授によると、1999年9月1日現在でドイツ国内に375の登録団体が確認されている。

アルトナ区にもいくつか社会文化センターがある。MOTTE（固有名詞）は、その1つで、今からちょうど30年前に設立された。当初は市民団体が自力で資金を集め、活動場所を確保した「下からできた」施設である。

MOTTEの理念のうち1つは、多様な階層の人々やグループを1つに結び付けていくことである。この理念を実現させるために MOTTE が重要視しているのが「空間」の存在である。MOTTE の建物の床面積はおよそ2,300平方メートル程ある。11室の工房（678平方メートル）、3室の青少年活動スペース（409平方メートル）、3つの集会室兼小ホール（261平方メートル）、レストラン（154平方メートル）、職員執務スペース（30平方メートル）など、中庭を囲んで地下1階、地上4階となっている。館長の Michael WENDT 氏は、こうした大きな空間が、各種のグループを結びつける条件と考えている。

第2の理念は積極的に地域に出て活動することである。第3の理念は、自らの活動について説明責任を果たすこと、活動の透明性を保つことである。

MOTTE には青少年、青年、高齢者、低所得者層のほか地域のあらゆる居住者を対象に、センター内で行う主要な4事業がある。第1は保育事業、第2は成人教育事業、第3は地域の芸術家を支援する事業、第4は職業訓練事業である。職員は約40人くらいのうち、組織の核になる正職員が30名ほど、残りの10名はパートタイマーとして勤めている。それに110名ほどのボランティアがいて、成人教育や職業訓練を担当しており、積極的に住民が参加している。MOTTE の職員は大半が例えば青少年教育や職業訓練等、全員が何らかの専門知識を持った人々である。ボランティア活動もそうした専門知識を持った人たちが中心になってやっている。

MOTTE の予算はおよそ80万ユーロ（1億1120万円ほど³⁸）であるが、大半がハンブルク市からの補助金である。保育事業は MOTTE の収益事業である。設立当初からニーズが高く、一部料金を取ることができた。その他は行政に対し事業の必要性をプレゼンテーションして補助金を得て運営している。写真6の「チンケン」も MOTTE の事業の1つで、MOTTE に併設されたレストランである。低所得者向け³⁹に

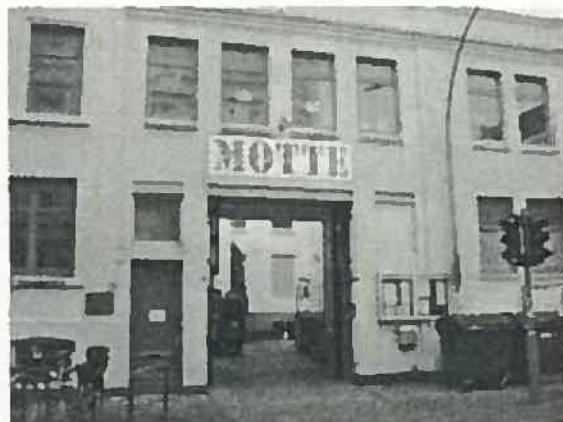


写真5 MOTTE の正面入り口

³⁸ 1ユーロ＝139円で計算。

³⁹ 低所得者は登録をして会員証を作り、その提示で定価の半額で食事ができる。一般の人は定価で食事ができる。一般的のレストランより安価であり、美味である。



写真6 「ZINKEN（チンケン）」

食事を提供しており、MOTTE に通う人の職業訓練の場でもある。

MOTTE は上記4事業のほかにも、地域に出て、自分たちの活動を広げている。地域に積極的に関わっていく中で、例えばそれぞれの（社会）教育施設や学校関係とも非常に密接な関係を結ぶことができた。そして自分たちの空間を確保していることによって、センター外活動で学んだことや経験できたことを再度反省することができる。いかにして地域に出て

行って地域の人たちと一緒に活動でき、そして自分たちの役割というものを地域の中にいかに伝え、広めていくか、そういうことが非常に大きな目標の1つになっている。

2 MOTTE とまちづくり（行政との連携について）

MOTTE は、地域活動やソフト面でのまちづくりの主導的な役割を担っているが、その理由として、自ら新しいアイデアを生み続け、新しいプロジェクトを提案し、活動を積極的に進めていった点があげられる。創造的な活動をする人たちも自ら MOTTE に相談を持ちかけ、活動の拠点を見つけることができた。その中で、MOTTE は地域の中に創造的なポテンシャルを生み出し、或いは引き起こしてきた。ここで特に大切なのは、常に透明性を持って活動する必要性である。継続的に補助金を得て事業をしていくには自らその継続の必要性を行政に説明しアピールできる実質的な活動が求められるのは当然である。しかし、各種活動への参加者に対しても、MOTTE のプロジェクトの中身や、組織編成、その理念や目的がガラス張りでなかったら、参加者はアイデアをなかなか持ち出せないし、活動も継続できないことは明白である。

これまで30年間の実績があるため、政治も行政も、MOTTE を無視してこの地域で活動するということはまずできない。MOTTE は各種市民グループとコンタクトをとりながら、行政との橋渡し役や政治との橋渡し役をしている。MOTTE で生まれたアイデアが実際に実現するような形で企業や経済活動に還元していくこともある。

行政と MOTTE は、非常に密接に協働作業をしている。MOTTE で立ち上げたアイデアやプロジェクトを提案した場合に行政側にそれを支援していく姿勢がある。支援内容は、補助金とその他にプロジェクトが円滑に進むような計らいがある。補助金については、それが最終的にその補助金以上の経済効果をもたらしたり、或いは市民の地域に貢献していることを報告する義務がある。この貢献度は例えば社会が安定するということも経済活動の上では非常に大切な要素の1つと考えて、それは予算以上の

ものだという論理を形成する。プロジェクトを円滑にする計らいとは、事業を行うのに必要な許認可申請について許認可が極力簡略化されるということである。MOTTE が自らの事業の必要性について行政に対して説明責任を果たし、行政もその事業の推進に賛同しているということである。

補助金が下りるプロジェクトの場合には、当然行政に担当者があり、政治の場合には区集会の中にそのプロジェクト領域を担当している委員会というものがあるので、討議と合意を繰り返して時に密接に、時に討論しながらまちづくりを協働する。

こうして、区集会制度と両輪をなす形で、市民活動が活発化しながらまちづくりが行われている。次にアルトナーレについて紹介する。

第2節 アルトナーレ

1 アルトナーレとは

独特なお祭りをつくろうと、7年前に「アルトナーレ」のアイデアが発案された。毎年50万人が参加するハンブルク市内3大祭りの1つである。様々な立場の個人、社会的機関、文化機関、市民団体、企業、そして議会が一緒になって始まった。組織を活かすために「アルトナーレ」という会社を興し、初代社長には、MOTTE 館長の Michael WENDT 氏を迎えた。18の発起人の中で6つは営利企業であり、損害が出た場合のリスクをとり、積極的に支持し、社会的文化的機関は損害リスクを避けた。アルトナ区から120の団体・市民が参加し、自分の活動を展示して美術展や文学展を開いたり、8台の舞台上でパフォーマンスが披露されたり、露店が出て、2週間開催される。

アルトナーレの理念の1つは、MOTTE と同様、違った立場・階層の人々が同じテーブルについてアイデアを出し合うことである。事前準備を含め、違った階層階級が次のアルトナーレについて話し合って、アルトナ区の地域アイデンティティをつくる。この作業が自分と異なる立場の人々への理解を深めるのだ。様々な立場の様々な階層の団体が様々な経験や権限を提供してアルトナーレに貢献する。そしてあらゆる新しい創造的な考え方が生まれてくる。

もう1つの理念は分散的に組織することである。これは各人の自主性を大切にする趣旨である。会社「アルトナーレ」はコーディネーターとしての役割のみを担い、各種のサポートを行う。18万ユーロの運営費では少ないので、ボランティアの活動も非常に重要となっている。

アルトナーレの効用として、地域の活性化のみでなく、実質的なまちづくりネットワークを生み出した点がある。地域で問題が起こった場合にアルトナーレの経験を活かして、人々が協力して自力で地域課題を解決していくようになつた。「アル

トナーレ計画を一緒にしていく中で話しやすくなつたのではないかと思います。」というアルトナーレ現社長 Dieter MEINE 氏の言葉が「当たり前」のことながらまちづくりには重要なことだと感じ印象的だった。

予算は露店等の場所代や企業の資金、寄付、補助金でまかなわれている。ハンブルク市とアルトナ区からも補助金が出ていて、アルトナーレ全体の予算は16万～17万ユーロほど。内訳は補助金が15%、協会の資金からが15%、スポンサー寄付が15%、残りが場所代という内訳になっている。

2 アルトナーレとまちづくり

アルトナーレは地区の社会基盤を活用しながら開催されている。ショーケースギャラリーという企画がその一例である。80のアルトナ区内の商店のショーケースをアートギャラリーとして活用して、2週間展示する。ショーケース提供店と美術品の展示を併せて、ユニークなコンセプトに対して特別賞を表彰するものであるという。

区役所との関係で言えば、以前区役所自ら祭りを主催しようとして失敗しているので、非常に協力的だったということである。本調査でヒアリングを実施したアルトナ区役所秘書室付けの Christoph WOLPERS 氏についても、「彼は、区役所の広報代表者として24時間窓口になって、いろいろな情報を流してくれるし、適切な話し相手としてサポートしてくれている。」と MEINE アルトナーレ社長は高く評価していた。

その他にもアルトナーレは行政から多様なサポートを受けている。飲食店出店許可の関係や、舞台の道路での開催等警察関係、また建築関係の規制等においても、各管轄の官庁と協働して非常にスムーズに手続きができ、サポートの1つと捉えている。道路や広場の建設がアルトナーレの開催に影響するので、将来的には都市計画の話合いにアルトナーレを入れてほしいという。またアルトナーレはアルトナ区集会と関係が強く、行政は地割り管理を行う。人のサポートも区集会から出ており、理想的なサポートであると感じているようだ。

第7章 川崎市の区民会議を視野に入れた考察

上記の報告について、巻頭ivページで述べた5つの論点（視点）から、考察を加える。

第1の論点、会議の性格について、川崎市の区民会議は市長の諮問機関としての性格を付与されることが検討されている。ドイツの区集会も行政の諮問機関であると考えられる。このことはハンブルク市（州）憲法に、「国民は行政に協働することができ

る。この協働はとりわけ、行政官庁の、名譽職によって活動するメンバーとして、行われる」と規定しているだけであるということからも読み取れる。ただし、その構成員は、その選出方法ゆえに市議会の会派の影響下にあり、日本で想像できるタイプの諮問機関とは異なる。つまり中立的な立場にあるべき行政機関の附属機関でありながら、政党の力が直接反映されることになる。

さらに、ハンブルク市の区行政法第16条第3項に基づき、その決議が区役所の一定の予算執行を拘束する点は、諮問機関の性格を越えている。この2点は、行政の中立性という観点からは「危うい仕組み」となりうるが、「地域の問題は地域で解決する」という自治の概念からは、政治主導型の行政運営に必要な手続きが制度としても実質的にも担保されれば、地域が活性化する1つの手段となりえよう。すなわち、選挙により民主的な正統性を確保された制度の上で、オープンな議論がされ、構成員でない者も議論に参加できるという透明性を制度保障し、実質性を確保することが必要条件である。自由でオープンな議論を行うためには、会議の開催時間と開催場所、会議体の規模が関係する。開催時間は、仕事が終わってから参加できる、午後6時半くらいから午後9時くらいまでが望ましいと考える。開催場所は、学校など地域の施設等、心理的にも地理的にも地域に密着した施設か、交通の便が良い場所が望ましいであろう。会議体の適正規模はここでは分析できないが、アルトナ区の実績では構成員が41名、傍聴者は関心分野によって10人規模から200人規模まで幅があり、平均100名前後という⁴⁰。

第2の論点、構成員の選出について、選挙は「民意の正確な反映」は手続的には確保されるとと言えよう。日本では法的にも⁴¹、予算的にも選挙の実施は現実的な議論ではない。それゆえ川崎の場合も、区民会議の決議事項に拘束力を持たせ、行政に支出を執行させることは民主的正統性に欠けて困難であり、諮問に対する答申にとどまるこことになろう。会議体の区分けはハンブルク市の場合、行政区に1つであるが、地域事務所に地域委員会を設置することで調整していた。しかし、アルトナ区秘書室のChristoph WOLPERS 氏からのヒアリング調査では、ハンブルク市の行政改革の中で、2005年から地域事務所を廃止し、現在の7区を9~11区に増やす案が進められているそうだ。アルトナ区のブランケネーゼ地域事務所も廃止され、同時に地域委員会も同時に消滅するという。およそ17万人に1つの区集会が設置されることになろう。フランスの2万人規模の近隣住区評議会とは審議事項や決議の性格も意味合いが違っている。近隣自治機構が行政に勧告を出し、行動を促すという点では区役所と近隣自治機構が1対1対応のドイツの制度が有利だ。しかし少なからず行政の執行に不満が出ることは避けられないだろう。討議と納得が不可欠であり、住民側の合意

⁴⁰ SPD アルトナ地区事務所の職員からのヒアリング調査による。

⁴¹ 公職選挙法第2条、改正地方自治法第202条の4~9参照。

形成能力向上も必要となる。

第3に、審議事項の設定問題がある。審議事項について具体的に規定し、その項目についての議論のみに有効性を持たせる場合と、審議事項は「地域に関すること全て」であるとして、あらゆる問題について議論する可能性を開く場合がある。この論点は、地方自治法上の制限と、会議の答申に対して実現可能性・実効性を確保できるかどうかという行政技術上、行政資源上の問題が絡んだ問題である。ドイツの区集会にはあらゆる地域の課題がもちこまれ、審議される。川崎の区民会議の審議事項は、諮問機関としての性格上「市長からの諮問に対する答申」となることが予想される。ただし、区民会議の性格上、諮問事項を「地域の課題の解決に関すること」というように広範に設定することは可能であり、住民参加型の会議体を想定すると、審議事項の設定は緩やかな課題設定をした諮問によってなされ、会議体に実質の議論を委ねられる可能性を秘める。

ハノブルク市の場合、区集会の拘束的議決に反して行政の決定が行われた場合や、拘束的な議決が実行されない場合は区集会は市議会に異論を申し出しができるため、行政は区集会の決議を受け止め、3ヶ月以内に何らかの対処を求められる。予算上、或いは正当な理由で決議の実行ができないときは、その理由をきちんと説明する責任がある。会議体のインセンティヴ維持にも繋がることだが、決議の実行を前提に資源の活用を検討すべき責務がある。川崎市においても財政上の限界も含め決議の実現可能性が焦点となろう。誠実に住民の意見を検討し、区役所と各局間調整、或いは各局間同士の調整が不可欠となるが、限られた人的資源、予算、区長の権限等の中で責任を担っていくには限界もある。住民負担と行政責務のバランスが大切である。

第4に、他機関との関係性・連携性についてである。区集会との関係では、計画ワークショップセンターがある。区集会と行政が直接連携を図っていくわけではなく、ワークショップを介在して協働を進めようとする事例である。また、第6章で MOTTE とアルトナーレの理念や活動内容について紹介したが、こうしたアクターは区集会と直接の関連があるわけではない。ただ、区役所を介して、或いは、区集会の構成員個人を通じて、繋がっていく。これは行政側も市民活動に期待して、財政的・人的支援を行っているから継続できていることである。CDU 政権に改変後、MOTTE への支援が打ち切られ潰されそうになったという。しかし、地域住民が MOTTE の活動の重要性を知っており、実際に区政にとっても MOTTE の存在は大きかった。さらに MOTTE は事業内容について、きちんと説明責任を果たし、その成果や意義についても報告できた。結果、MOTTE は現在も活発な活動を行っている。第6章を参照してほしい。

第5に、参加型民主主義の継続性と形骸化させない工夫という実体論がある。区集会の議員養成機能や決議が行政の実行に繋がる点が参加のインセンティヴとなっているということがドイツで提供された情報であった。川崎市ではどちらのインセンティ

ヴも現実に活用するのは厳しいが、「魅力ある区づくり推進事業」などを絡めて継続的な経過を見ながら予算を恒常化させ区の独自枠を設定していく努力が必要であろうし、区役所側だけの問題でなく、各局間調整や区役所と各局間の調整の場を設けることは今後地域課題を解決していくためには必ず必要である。

最後に、ハンブルク市の区集会とその委員会は公開制であり、住民には質問の時間「住民の時間」が30分与えられている。さらに、区長選出が区集会決議により提案される場合、実質的に区集会が区長を選出していく1つの閥門であり、後任区長の選挙によって現区長に不信任決議できる点から、区役所が住民の監視下にあるといえる。

第8章 まとめ

ドイツの近隣自治機構は1970年代から強化されてきたが、その経過で、近隣自治機構が統治機構の一部として制度に組み込まれている印象がある。しかし、区集会が政党会派に強く影響を受けていることもある、住民代表が政策過程に参画する制度としての性格は強く残る。区集会は選挙を経ることで逆に参加型の印象を薄くしているが、民主的正統性は確保され、審議事項を広げたり、決議に拘束力を持たせたりすることができる。しかし区民と協働して区政を運営していく利点などは、代表制議会と異なる点である。区集会が単に諮問答申を行うだけの組織ではないことをできるだけ紹介しようと努めたが、うまく伝わったであろうか。区集会が政党を媒介した議論の場、活動の場であることは、フランスの近隣住区評議会と異なり区民会議の性格とも異なるが、永年の制度化が理論的な枠組みを与えて示唆となろう。

アルトナ区内のオッテンゼン (Ottensen) 地区は住民の意向をうまく反映した旧市街の再開発まちづくりが成功し、今年度政策課題研究チームの研究対象、コーポラティヴ住宅政策についてもいくつか先駆的な事例がある。今回の街歩きに同行いただき、きめ細かいオッテンゼン地区のまちづくりの様子を説明していただいた Brigitte KRAUSE 氏⁴²の家もその1つであった。

政治主導の行政が、政党政治の下で実行されているドイツの事例ではあったが、政権交代により区政が大きく揺らぐ点は弊害である。しかし、住民が討議して、納得して区の支出を決めたり、環境整備を行なえるような「場」が制度的に保障されていることは意義がある。なぜなら、人々が地域の課題に意識を持ち、生活者の視点から行政に意見していく契機となるからだ。

⁴² 映画監督。これまで、東京都墨田区の向島地区との間でまちづくりについての相互研究がなされており、その様子をドキュメンタリー撮影した。

区集会制度を通じて感じたことは、政策決定プロセスが透明性をもって行われていることと、行政がアカウンタビリティを義務化することは、意義深いということである。技術的には、会議の公開制や議事録公開、情報開示に加えて、会議を夕方仕事終了後等にも設定して、多様な参加者に開かれた会議にすることや、会議の決議に対する行政の応答について条例化・制度化すること等が考えられる。

さらに、フランスでも感じたことだが、ドイツも政治の裾野が広い。近隣自治機構制度を軌道に乗せていくポイントの1つとなるのは、政治的な意識の裾野を広げ、討議し納得して合意形成していく能力の養成であろう。

参考文献

- 木佐茂男『豊かさを生む地方自治』日本評論社、1996年
北住炯一『ドイツ・テモクラシーの再生』晃洋書房、1995年
『諸外国の地域自治組織』自治体国際化協会、2004年5月
名和田是彦「ドイツ・フレーメン市の「地域事務所—地域評議会」システムについて」
横浜市立大学経済研究所『経済と貿易』168号、1995年2月
名和田是彦『コミュニティの法理論』創文社、1998年
名和田是彦「ドイツ・フレーメン市の地域評議会制度にみる決定権限の地域分散の法的性格」飯島紀昭・島田利夫・広渡清吾編集代表『市民法学の課題と展望—清水誠先生古稀記念論集—』日本評論社、2000年
名和田是彦「自治体内分権と住民参加・協働」人見剛・辻山幸宣編著『市民・住民と自治体のパートナーシップ第2巻 協働型の制度づくりと政策形成』ぎょうせい、2000年
名和田是彦「都市内分権・近隣政府の今日的課題」西尾隆編著『自治体改革第9巻 住民・コミュニティとの協働』ぎょうせい、2004年
日本都市センター編『英・独・仏における「近隣政府」と日本の近隣自治』日本都市センター、2004年
村上淳一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門（改訂第5版）』有斐閣、2002年
ハンブルク市ホームページ <http://fhh.hamburg.de/>

第5編 区民会議の導入に向けた提案

これまで、川崎市、パリ市、ハンブルク市の近隣自治機構について、意義や特徴、課題等を考察してきた。各国・各都市の地方分権の経過には時間的なズレ、相違点があり、歴史的・政治的・文化的背景の違いから、それぞれの参加型民主主義施策は似て非なるものであった。そしていずれも社会変化に伴って、参加型民主主義施策についてのいろいろな課題を抱えていることがわかった。

各国3都市の近隣自治機構について、

- (1) 区民会議の活性化のために
- (2) 区民会議をさらに住民に近く
- (3) 区民会議の自主性の促進
- (4) 参加型民主主義の実践に関して区役所・市役所ができること

を切り口として、いくつかの提案を試みたい。

提案（1） 区民会議の活性化のために

①会議の役割・権限の明示

区民会議の設置条例において、その役割と権限を明示しておくことを提案したい。それも理念的なものにとどまらず、できること・できないことを具体的に表示するべきである。

会議の性格を明確に示さないままに制度の運営を始めてしまうと、構成員の中には「こんなはずではなかった」「もっとこういうことができると思っていた」などという不満が生じ、熱意を失うことになりかねない。そのような事態を避けるためにも、制度の実態を包み隠さず示したうえで、熱意ある区民の参加を得て運営していくことが望まれる。

②幅広い市民層からの選出

区民会議については、地域における意見の決定機能や意見の吸い上げ機能よりも、地域課題の解決に向けた区民同士のネットワーク構築機能こそ、最も重要な機能であると考える。そのためには、構成員はできるだけ幅広い層からの選出を行い、地域における様々な立場の人々の参加と出会いを促進することが望ましい。

ただし「幅広い層」と言っても、その捉え方は人により様々だろう。ここでは、実地調査を行ったパリ市の近隣住区評議会における考え方を参考にしたい。

近隣住区評議会においては、構成員の1／3は市民代表として、無作為抽出により選出されている。日本において会議体に市民代表を含める場合、公募が一般的な方法

である。しかしこの方法には、行政による恣意的な人選が行われる恐れがあり、毎回同じ人物が公募をしてくるなどの問題点がある。無作為抽出ではこのような問題は発生せず、地域における隠れた人材を発掘する可能性もある。区民会議の構成員選出にあたっても、積極的に考慮されるべきである。

この他、近隣住区評議会においては構成員の一定数を外国人名簿から選出するなど、構成員の多様性を高める方策が採り入れられている。区民会議においても、外国人市民や企業市民といったカテゴリーからの選出も行うべきである。日本において外国人市民枠を設けるとする際には、無作為抽出、公募、推薦などの方法が考えられる。前述のように、無作為抽出による場合には地域の人材の掘り起こしや少数意見のフォローができるという優れた面がある。その反面、在日韓国朝鮮人に代表されるように、外国籍であることを隠して生活し、それが周囲に明らかになることを望まない市民がいることを考慮すると、外国人枠によって区民会議の委員に選出することが本人のプライバシーを侵害することもありうる。このようにそれぞれの方法には一長一短があり、慎重な検討が必要である。

また、日本において一般的に用いられている団体推薦の方法を採用すると、参加者が高年齢層に偏る傾向にあるため、年齢層という観点も重要である。

③議案提出権の付与

「地域課題の抽出」という区民会議の本来的な性格から、諮問に対する答申だけでなく、議案提出権を認めるべきである。

議案提出権を認められる主体について、

- ・議長に与える
- ・個々の構成員に与える
- ・一定数の構成員の賛同があった場合に認める

など、いくつか方法があるが、一定数の構成員の賛同があった場合に議案の提出を認める方法が望ましい。この方法を採用することにより、個人的な問題が個人的な目的で提出されるのを防ぐことができる。パリ市の近隣住区評議会においても、議案の提出には過半数の構成員の同意が必要とされている。ただし、この方法が少数意見の封じ込めになつてはならず、過半数ではハードルが高すぎるのではないか。数人程度とすべきと考える。

④自由な発言の時間の確保

区民会議は各区30名程度の代表者により構成されると予想されるが、会議は公開制にし、自由な出席を認めるべきである。

その利点は、

- ・決まったことを地域に「下ろす」のではなく、討論を行い、合意形成をしていく点
- ・地域の課題の共有ができる点
- ・透明性の原理からも支持される点

であり、これらをより実質的に担保するため、出席者による自由な発言を認める時間を設定することを提案したい。これはハンブルク市における区集会においても「住民の時間」の名前で採用されていたものである。

参加者は一定の時間内、自らが地域の問題であると考えることを自由に発言できる。たとえそれが個人的な問題であっても、発言は禁止されない。ただし、発言された問題が、そのまま区民会議においても議題に上るというものではない。しかし、発言がその場では議題として採り上げられなかつたとしても、それが構成員の共通の問題意識となればその後の会議において議論される可能性があり、地域の課題の掘り起こしに一役買うものである。

⑤各地域で各課題の目的に沿った開催時間の設定

区民会議について多様な区民に关心を持ってもらい、地域課題を共有していく為には、会議の開催時間も多様化する必要がある。本会議の開催時間はパリ市、ハンブルク市ともに夜間であった。仕事を持しながら政治参加している背景からそうならざるを得ない状況であるが、逆に考えると、川崎市でも開催時間が多様な参加を妨げる可能性もある。今後の課題となろうが、各地域で各課題の目的に沿った開催時間を設定する必要性を指摘したい。

⑥広報の工夫

区民会議が区民に広く認知されることが、その決議の実効力にもつながる。特に制度導入期や一定期間経過後に関心が薄っていく時期には広報が不可欠であろう。

区役所の掲示板や市政だより(区版)、インターネットなどにより、開催日時や場所、議題の公表を積極的に行い、会議の結果報告のフォローを行なうなどの努力が必要である。ITの活用により地理的時間的不便さを軽減することもできる。

区民会議において扱われる課題は当面の問題だけでなく、次世代に関する事柄も扱われる。このため教育機関、特に学校を通してこどもに対する広報・説明を行うことも重要であると考える。例えば区民会議の委員が学校を訪れて地域の課題について講義を行ったり、市内の小中高等学校の新聞部に対して擬似記者クラブを作ったりと連携を図ることで、地域学習における教育効果を挙げ、幅広い年齢層・社会層に認識を

持つてもらうことも考えられる。

提案（2） 区民会議をさらに住民に近く

①より狭域の近隣自治機構の設置

パリ市の近隣住区評議会では1～3万人に対して1評議会が設置され、ハンブルク市では各区の区集会の下部機構として地域委員会を設置することで、より住民に近い近隣自治機構が設置されていた。その利点は、その地区特有の課題を抽出し、住民が課題意識を共有して自ら課題解決できる部分は自ら担い、或いは自ら解決できない課題は区役所を拠点として行政と協働していくという自治形態が採りうることであった。

課題解決で大切なのはコミュニケーションによる問題点の共有・解決意識の共有であり、パリ20区の評議会からも、顔の見えるコミュニケーションの大切さが主張されていたところである。川崎市も区民会議の設置後、今後の課題として、さらに地域を区分した狭域行政のあり方について検討の余地があろう。

具体的な可能性として、

（ア）委員会形式

区民会議の下部組織として、地域に根ざした委員を選出して、委員会形式で各地域課題を検討していく手法が挙げられる。

（イ）地区割りを細分化して地域協議会を設置

委員会形式よりも自立した組織として細分化した地域協議会の設置も視野に入る。

区割りの細分化基準については、町内会や地区社会福祉協議会の区割り、民生委員児童委員協議会の枠組みを活用したものなど、これまで行政の一翼を担ってきた地区割りが挙げられる。また現在注目される地区割りとしては中学校区がある。どちらも地区のまとまりを考慮した上で適切な規模と実績をもつと考えられる。

ただし、川崎市内でも、地縁団体が活発な地区だけではなく、新興住宅地や集合住宅が増加し地縁団体が機能しない可能性のある地区もあることから、市の条例等で大枠を規定し、各地区の状況に応じて区割りを検討する必要があろう。

②区民会議の評価システムの構築

近隣自治機構の実効性評価に加えて、参加型民主主義がどのように運営され、どの問題があるかを監視する機関を設置することで、区民会議を外部から支援することができるを考える。

現在、行政に限らず評価システム構築についてはいくつもの課題があり、簡単に言及できるものではない。ここではパリ市の事例から、「評価の視点」の重要性を指摘するにとどめる。

パリ市では、参加型民主主義を促進する立場から参加型民主主義の監視機関である地域民主主義・市民参加監視機関 (L'observatoire de la démocratie locale et de la participation des citoyens) を設置している。社会学者を会長として、パリ市民権議会（2名）や青少年議会（2名）、各区（計20名）からメンバーを募り、25名で構成される。年1回6月にフォーラムを開催し、公開討論を行なう。近隣住区評議会の評議員やアソシエーションのメンバー、市民権議會議員などが招待され、1日かけて討論する。フォーラムでは会長が監視機関がどのように機能し、どのような議論が行なわれ、パリ市の参加型民主主義がどのように機能しているかということを報告しモニタリングする。パリ20区の近隣住区評議会憲章では、「評価」についても規定がある。

提案（3） 区民会議の自主性を促進する

①報酬の不支給

逆説的であるが、会議の自主性を促進させ、自治を活性化するため、報酬は支給しないものとすべきである。

区民会議は区役所に設置される行政の機関である。しかし区民会議を地域の課題を自ら発見し、解決策を議論するという「自治の体現の場」として考えるならば、仕事をした見返りとして行政が報酬を支給することは、区民会議を行政の下に位置づけることになりその本旨に反することになる。行政には会議場の設定や物品の管理など、後方支援が望まれる。

区民会議において出された「やりたいこと」をできるだけ実現させるという支援の姿勢が、行政には求められる。

②分科会の自主的運営

区役所に設置される付属機関という性格上、区民会議の本会議についてはある程度行政によって骨格を作らざるを得ない。しかしその下に作られる分科会・専門委員会については、設置するかしないかを含めて、どのようなテーマで作るか、人数の配分をどうするか、開催時間・場所などについて、区民会議の自主性に任せるべきである。

③区民会議に対する調査権の付与

区民会議の答申・提案を実質的なものとするためには、区民会議と行政の間で情報が共有される必要がある。情報が行政に偏っている状態では、区民会議が有効な答申・

提案を出すことは難しい。そのために、区民会議に対して調査権を付与することを提案する。その際には、市民オンブズマンについて認められている調査権が参考になる。

提案（4） 区役所・市役所ができること

①区役所機能改革の継続推進

ハンブルク市では、一定事項について、区集会の決議が行政の予算執行を拘束していたが、区役所が地域課題を解決し、コミュニティの拠点として機能していくためには、区の独自予算枠を設けて、地域課題に対応できる体制を整えることが必要であろう。今後の区行政改革についても、区役所への権限分散にあわせて財源分散の必要性を指摘したい。ただし、区民会議の答申が、公金支出を拘束できるかというと、会議の性格を越えることになり妥当でないようと思われる。答申に対する区役所側の説明責任の明確化が必要となろう。

②区役所と各局の連携強化

地域の課題は、縦割り行政では解決できない課題も多い。区民会議から区役所へ答申があった場合、それが区役所の権限を超えたものである場合や、複数の部局が関係する性格のものであったりすると、その課題解決へ向けて行政内部での調整が不可欠となる。また情報が一定の部局にだけ占有されている状態では総合的な施策は推進できず、市役所内の情報共有も課題となる。現在行政内部での総合的な調整の指針となる「総合調整規則」の策定が目指されており、区民会議の答申や提案の実現という観点からも注目される。

加えて本庁部局内でも区民会議の意義を明確に認識して、地域の課題解決へ向けて積極的に協議していくことが必要である。

過去のコミュニティ政策の反省としても、住民代表からの提言に対して説明責任・応答責任を明確化する必要性もあわせて指摘したい。

まとめにかえて

～目標の確認～

これまで、参加型民主主義の促進のために、いくつか技術的な提案を試みたが、最後に参加型民主主義の意義と目標について、ヒアリング結果を振り返りながら確認したい。

①信頼関係の再構築

参加型民主主義導入に当たって、住民と行政、住民と地方政治の信頼関係を再構築することも目標の1つである。参加型民主主義について、行政は住民の協力者として学んでいかなければいけない。

そのためには、区民会議の透明性の確保と、行政の応答責任・説明責任が重要である。近隣自治機構の決議（答申）は唯一の正解ではないし、ハンブルク市の事例でも指摘したところだが、決議にリスクが伴う。監視機関の設置や市政との整合を図ることが大切である。また近隣自治機構は何かを「決定できる」のではなく、議会や行政が見落としたことや足りないこと、訂正すべきことを指摘する役割があり、代表制議会との違いを明確にした上で、行政側が説明責任を明確に果たすことが必要になるのである。

②水平的ネットワークの構築

区民会議に期待されるのは、地域課題の抽出や意見の吸い上げ機能もさることながら、地域課題の解決に向けた水平的ネットワークの構築機能ではないか。フランスではアソシアシオンがボランタリーに活動し、アソシアシオンや CICA の存在・機能は近隣住区評議会にも少なからず影響を与えていた。ハンブルク市では、政党会派の地域ネットワークが機能して、区政の活性化の一翼を担っていた。さらにアルトナ区においては MOTTE やアルトナーレといった市民活動が活発であり、多様な階層を1つに繋げる水平的ネットワークが社会資本として存在し機能していた。

フランスの事例でもドイツの事例でも、同一市に同一の制度があってもその活性度が異なっていた点からも、区民会議や区政を支える資源、社会資本をどのように増やしていくかが、1つの目標となろう。

資料編

各都市比較表

日本			フランス			ドイツ		
								
川崎市区民会議の区割り			パリ市の近隣住区評議会の区割り			ハンブルク市区集会の区割り		
多摩区	中原区 高津区	幸区 川崎区	3区 2区	4区	5区 6区	A区	B区 D区	C区 G区
麻生区	宮前区		9区	8区		E区	F区	

近隣自治機構比較表

名称	川崎市 区民会議	フランス・パリ市 近隣住区評議会	ドイツ・ハンブルク市 区集会
設置 根拠	川崎市自治基本条例 個別の設置条例を予定	近隣の民主主義法 (2002年制定)	区行政法
設置 基準	各区に1会議	各区内を更に 細かく区分	各区に1会議
会議体 の性格	執行機関の諮問機関	執行機関の諮問機関	議会の流れをくむ執行機 関に属する諮問機関
行政区 数	7区	20区	7区
都市 人口	130万人	213万人	170万人
人口比	人口15万~20万人に 1会議	人口1万~3万人に 1評議会	およそ24万人に 1集会
構成員 人数	各区30人程度	39人	41人
選出 方法	団体代表者から推薦 区民から公募 区選出の市議会議員 区選出の県議会議員	議員・団体推薦 無作為抽出	市議会議員と同日選挙 (市議会会派の獲得議席 を比例配分した議席)
審議 事項	区における課題の解決に 関する事項	地域に関する全ての事項	地域に関する全ての事項
決議 事項	諮問に対する答申	区に対する決議意見	勧告が区の独自予算に繋 がる事項あり
決議の 性格	答申	勧告・意見	勧告・意見 (区の独自予算に繋がる 事項あり)
地域 資源	市民活動	アソシエーション	政党会派、市民活動

*川崎市区民会議の制度設計については、現在川崎市において検討中であり、表中の記述については確定しているものではない。

CHARTE
DES CONSEILS DE QUARTIER DU XXème
ARRONDISSEMENT DE PARIS

パリ20区近隣住区評議会憲章

La charte des Conseils de Quartier est adoptée par le Conseil d'Arrondissement, seul habilité à la modifier.

唯一修正権限を持つ区議会により、近隣住区評議会憲章は可決された。

La Charte des Conseils de Quartier est présentée en cinq chapitres précédés d'un préambule :

近隣住区評議会憲章は、前文及び5つの章からなる。

I – DESIGNATION, COMPOSITION ET RENOUVELLEMENT

I – 選任、構成及び改選

II – ROLE ET COMPETENCES

II – 役割及び権限

III – DEROULEMENT DES REUNIONS

III – 会議の進行

IV – PUBLICITE DES REUNIONS

IV – 会議の公開

V – EVALUATION

V – 評価

ANNEXE : Limites des Conseils de Quartier

附則 近隣住区評議会の区画

PREAMBULE

前文

Conformément au mandat qui lui a été confié par la population, le Conseil du XXème arrondissement décide la poursuite et l'amplification de la démocratie locale dans le 20^{me} arrondissement avec les sept Conseils de Quartiers : <<Amandiers>>, <<Belleville>>, <<Saint-Blaise>>, <<Gambetta>>, <<Réunion-Père Lachaise>>, <<Plaine>>, <<Télégraphe - Pelleport - Saint-Fargeau>>.

20区議会は、住民から信託された権限に基づき、アマンティエール、ベルヴィル、サンブレーズ、ガンベッタ、レユニオン・ペールラシェーズ、プレーン、テレグラフ・ペルポール・サンファルジョーの7つの近隣住区評議会とともに、20区における地域民主主義を追求し拡大することを決意する。

Les Conseils de quartier sont une forme de démocratie locale ayant pour but de renforcer le droit d'intervenir sur les décisions qui concernent chacun et chacune.
近隣住区評議会は地域民主主義の1つの形態であり、住民が自らに関係する決定に参加する権利を強化することが目的である。

Ils encouragent l'accès à la participation démocratique et incitent à une citoyenneté active, directe, au plus proche des lieux de vie des habitants.

近隣住区評議会は、参加型民主主義を助成し、住民の生活を営む場の最も近くで活発かつ直接的な市民権を奨励する。

Cette démocratie de participation vient en renfort et non en substitut de la démocratie représentative exprimée par le suffrage universel, qui donne aux seuls élus la légitimité de décider. Par ailleurs elle vient en complément à la pratique associative si nécessaire, car créatrice de lien social et d'engagement civique.

この参加型民主主義は、普通選挙により選出された者のみに決定権限を与える代表制民主主義の補完物ではあっても、代替物ではない。また、参加型民主主義は、大変重要な共同活動を補完する。なぜなら、地域の共同活動は、社会的な絆や市民の政治参加を創造するものだからである。

Dans le respect des valeurs de la République, de la laïcité et des principes de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, ils représenteront équitablement la population dans sa diversité, notamment en assurant la présence des jeunes dès

J'âge de seize ans, des résidents étrangers et une parité entre les femmes et les hommes.

共和国の価値、政教分離、人権宣言の諸原理を尊重しつつ、近隣住区評議会は多様な住民を公正に代表する。特に、16歳以上の若者や外国人住民の存在、及び、女性と男性との同権が保障される。

I – DESIGNATION, COMPOSITION ET RENOUVELLEMENT :

I – 選任、構成及び改選

Article 1 Le Conseil de Quartier est créé par délibération du Conseil d'Arrondissement.

第1条 近隣住区評議会は、区議会の議決により設立される。

Article 2 Le Conseil de Quartier est mis en place par le Conseil d'Arrondissement. Au terme de la troisième année calendaire du mandat du Conseil d'Arrondissement, le Conseil de Quartier est renouvelé pour la période allant jusqu'à la fin de la mandature.

第2条 近隣住区評議会は、区議会により設置される。近隣住区評議会は、区議会任期の3年目の暦年の時期に、任期の終了までを活動期間として改選される。

Article 3 Le Conseil de Quartier est composé de membres qui, au titre de leur résidence ou de leur activité professionnelle ou associative, concourent à la vie du Quartier.

第3条 近隣住区評議会を構成するのは、居住することにより、若しくは職業的、共同的活動を行うことにより、近隣住区の生活に寄与する者である。

Article 4 Le nombre de Conseillers de Quartier est fixé à 39.

13 membres sont proposés, à la proportionnelle, par la majorité et la minorité du Conseil d'Arrondissement.

13 membres sont désignés par tirage au sort parmi les habitants du 20^{ème}, ainsi que 13 autres sur une liste complémentaire pour pourvoir aux vacances en cours de mandat. Dans les deux cas, dix sont tirés au sort sur les listes électorales du quartier, trois sur une liste de résidents étrangers extra-communautaires volontaires.

13 membres sont proposés par le Maire parmi les personnes représentatives de la vie associative, culturelle, économique et sociale de quartier, après concertation

avec les intéressés et recherche maximum de consensus.

第4条 近隣住区評議員の定数は39名である。

13名は、区議会の各会派により、その議席数に比例して推薦される。

13名は、20区の住民の中から抽選により選任される。同様に、任期途中の欠員に備えて、13名の補欠者名簿が抽選により作成される。これらの場合においては、10名が近隣住区の選挙人名簿から抽選され、3名がEU外外国人住民名簿から抽選される。

13名は、近隣住区における共同的、文化的、経済的、社会的活動を代表する人物の中から、関係当事者との協議及び最大限の合意形成の試みの後、区長により推薦される。

Article 5 Le Conseil de quartier élit son président, son secrétaire et un bureau parmi les Conseillers de Quartier. Le Conseil de Quartier peut constituer des commissions de travail ouvertes aux habitants qui s'inscrivent sur une liste d'invités permanents.

第5条 近隣住区評議会は、評議員の中から、議長、書記、執行部を選出する。近隣住区評議会は、その職務に関して委員会を設置することができ、これらの委員会は、常時招待者名簿に登録されている住民に開放される。

Article 6 Les conditions de désignation sont :

- d'être âgé d'au moins 16 ans.
- d'habiter ou d'exercer une activité dans le XXème Arrondissement de Paris.
- de ne pas avoir d'inscription au casier judiciaire entraînant une privation des droits civiques.

第6条 近隣住区評議員に選任される要件は、以下の通りである。

- ・16歳以上であること。
- ・パリ20区に居住するか、若しくはパリ20区において活動していること。
- ・公民権の剥奪をもたらした犯罪歴を持たないこと。

Article 7 Le Maire est le président de droit du Conseil de Quartier, il est assisté par l'adjoint en charge de la démocratie locale et participative qui est aussi membre de droit du conseil de quartier.

Ils ne participent pas aux votes.

第7条 区長は、近隣住区評議会の法律上の議長であり、地域参加型民主主義担当助役の補佐を受ける。担当助役もまた、近隣住区評議会の法律上の構成員である。区長及び担当助役は、表決に参加しない。

Article 8 Les Conseillers d'Arrondissement peuvent s'inscrire dans un Conseil de Quartier dès son installation pour contribuer aux liens avec le Conseil d'arrondissement et y participer à titre consultatif.

第8条 区議会議員は、その就任時より、区議会との橋渡しとなるために、及び、会議に諮問的資格で参加するために、近隣住区評議会に登録することができる。

Article 9 Les Conseillers d'Arrondissement et les Agents Communaux ne peuvent être membres du Conseil de Quartier. Nul ne peut être désigné simultanément Conseiller de plus d'un Conseil de Quartier.

第9条 区議会議員及び区職員は、近隣住区評議会の構成員となることができない。何人も、同時に2つ以上の近隣住区評議会の評議員に選任されることはできない。

Article 10 A l'occasion du renouvellement du Conseil de Quartier, au moins 1/4 des Conseillers de Quartier dans chacune des composantes définies à l'article 4, doit être constitué de nouveaux membres.

第10条 近隣住区評議員の改選の際には、第4条において定義された構成要素のそれぞれについて、少なくとも4分の1以上が新規の構成員によって占められなければならない。

Article 11 En cas de démission ou de décès, il est procédé à la désignation d'un nouveau Conseiller, selon les modalités définies à l'article 4.

第11条 評議員の辞任若しくは死亡の場合には、第4条において定義された方式に従い、新規の評議員が選任される。

II – ROLE ET COMPETENCES :

II – 役割及び権限

Article 12 Le Conseil de Quartier est une Commission Consultative du Conseil d'Arrondissement, prévu par l'Article 22 de la Loi du 6 février 1992 devenu l'Article L.121-20-1 du Code des Communes, ayant faculté de propositions, de suggestions, de voeux et d'initiatives sur tous les aspects de la vie du Quartier.

第12条 近隣住区評議会は、1992年2月6日法律第22条（コミューン法典L.121-20-1）において予定されている区議会の諮問委員会であり、近隣住区における生活のあらゆる面について、提案、示唆、要望、発議を行う権限を持つ。

Article 13 Le Conseil de Quartier est un lieu d'écoute, d'expression, de

concertation et de délibération investi des fonctions suivantes :

- de consultation sur les projets concernant le quartier ou ayant une incidence sur son devenir dans tous les domaines.
- de proposition sur les questions concernant le quartier, de sa propre initiative ou à la demande du Maire.
- d'information mutuelle entre le Conseil du quartier et le Conseil d'Arrondissement.

第13条 近隣住区評議会は、意見聴取、意見表出、協議及び審議の場であり、以下の職務を与えられている。

- ・近隣住区に関する事業計画、若しくは、近隣住区の変転に影響を与えるあらゆる分野の事業計画について、諮問を受けること。
- ・近隣住区に関する問題について、自らの発議により、若しくは区長の要求により、提案すること。
- ・近隣住区評議会と区議会との間で、情報交換を行うこと。

Article 13 bis Le Conseil de Quartier participe à l'élaboration du budget de l'arrondissement et de la Ville, et constitue une commission budgétaire ouverte aux habitants qui le souhaitent. Ainsi chaque année, en début de printemps, il organise des états-généraux de quartier ouverts à tous les habitants. Au cours de ces états-généraux, doivent se dégager des priorités d'action, après un débat général sur tous les problèmes du quartier, ainsi que des propositions budgétaires pour l'année suivante, transmises dans un rapport au Conseil d'arrondissement. Pour ce faire, la Mairie met à disposition des états-généraux les informations nécessaires pour accéder aux éléments essentiels du budget de Paris, en recettes et en dépenses.

Dans un délai de trois mois suivant les états-généraux, tous les Conseils de Quartier et leurs commissions budgétaires se réunissent avec le Conseil d'arrondissement pour discuter du budget de l'arrondissement et des priorités à transmettre à la Mairie de Paris.

第13条の2 近隣住区評議会は、区及び市の予算策定に参加するとともに、希望する住民に開放された予算委員会を設置する。同様に、毎年初春、近隣住区評議会は、全住民に開放された近隣住区三部会を開催する。三部会においては、近隣住区のあらゆる問題についての全般討議の後、報告書の形式により区議会に伝達された活動の優先順位及び今年の予算に関する提案が明らかにされなければならない。そうするために、区役所は、パリ市予算の歳入面及び歳出面の要点にたどり着くために必要な情報を、三部会に自由に利用させる。

三部会開催後3か月以内に、すべての近隣住区評議会及び予算委員会は区議会と会合し、区予算及び活動の優先順位について討議し、その結果をパリ市役所に伝達する。

Article 14 La compétence territoriale du Conseil de Quartier correspond aux limites indiquées en annexe de la Charte.

第14条 近隣住区評議会の管轄領域は、本憲章の附則において示された区画に一致する。

Article 15 Le Conseil de Quartier émet un avis sur les dossiers du Conseil d'Arrondissement soumis par le Maire et intéressant directement et spécifiquement la vie du quartier.

第15条 近隣住区評議会は、区長が提出する区議会に関する問題で、直接かつ明確に近隣住区の生活に關係するものに対して、意見を表明する。

III – DEROULEMENT DES REUNIONS :

III – 会議の進行

Article 16 Le Conseil de Quartier se réunit dans un local arrêté par le Maire.

Le Conseil se réunit au moins trois fois par an. Il est convoqué par le Maire ou le Président du Conseil de Quartier au moins 8 jours avant la date prévue pour la réunion.

第16条 近隣住区評議会は、区長の地域公告に基づき開催される。

近隣住区評議会は、毎年少なくとも3回開催される。近隣住区評議会は、区長若しくは議長により、会議予定日の少なくとも8日以上前に召集される。

Article 17 Outre les membres du Conseil, tel que prévu aux articles 4 à 6, assistent également à la réunion le Secrétaire Général de la Mairie ou son représentant.

Le Conseil peut entendre toute personne dont la compétence est en rapport avec les points inscrits à l'ordre du jour, sur invitation du Maire ou du Président du Conseil de Quartier.

第17条 第4条ないし第6条において予定されている構成員に加え、区総務局長若しくはその代理人が会議に出席する。

近隣住区評議会は、議案に記載された論点に関して識見を持つ者として区長若しくは議長が招致した者の意見を聞くことができる。

Article 18 L'ordre du jour est arrêté par le Maire après concertation avec le président et le secrétaire du conseil de quartier.

Si l'actualité le justifie, et si 20 conseillers le demandent, une nouveau point peut être inscrit à l'ordre du jour à l'ouverture de la séance.

第18条 議案は、近隣住区評議会の議長及び書記との協議の後、区長が決定する。現況が許し、かつ20名の評議員が要求すれば、会期中であっても議案に新たな論点を記載することができる。

Article 19 Seules les questions ayant un lien territorial ou un intérêt direct avec le quartier feront l'objet de débats.

第19条 近隣住区の領域に関係のある問題、若しくは、近隣住区に直接の利害関係を有する問題のみが、討議の対象となる。

Article 20 L'ordre du jour est envoyé aux Conseillers de Quartiers et aux membres du Conseil d'Arrondissement concernés, au moins 8 jours avant la date prévue pour la réunion.

第20条 議案は、会議予定日の少なくとも8日以上前に、評議員及び近隣住区評議会の関係構成員に送付される。

Article 21 Le Conseil de Quartier ne peut valablement se réunir que lorsque plus de la moitié des conseillers sont présents. Dans le cas contraire, le Président convoque, au plus tôt trois jours après, une nouvelle réunion, le quorum n'est alors plus requis.

Pour chaque avis du Conseil de Quartier un vote majoritaire doit se dégager.

第21条 近隣住区評議会は、評議員の過半数が出席するときのみ有効に開催できる。評議員の過半数が出席しない場合には、議長は少なくとも3日以上後に新たな会議を召集する。この場合、定足数を満たすことは必要とされない。

近隣住区評議会が個別の意見を表明するためには、多数決が採られなければならない。

Article 22 Un Conseiller empêché d'assister à une réunion peut donner pouvoir par écrit à un de ses collègues.

Chaque Conseiller ne peut disposer que d'un pouvoir : il le signale, en début de réunion, lors de l'appel, au président de séance, qui le fait enregistrer par le secrétaire.

第22条 会議に参加できない評議員は、書面をもって他の評議員に権限を委任することができる。

各評議員が委任された権限を行使するためには、開会時の点呼の際、議長にその旨を知らせ、書記による登録を受けなければならない。

IV – PUBLICITE DES REUNIONS :

IV－会議の公開

Article 23 Les réunions du Conseil de Quartier sont publiques dans les mêmes conditions que les séances du Conseil d'Arrondissement.

第23条 近隣住区評議会の会議は、区議会の会議と同一条件で公開される。

Article 24 Pour l'information de la population du quartier, l'ordre du jour est affiché dans un lieu prévu à cet effet, et à la Mairie d'Arrondissement, au moins cinq jours avant la date de réunion.

第24条 近隣住区住民への広報のため、議事日程は、会議日の少なくとも5日以上前に、専用の場所及び区役所に掲示される。

Article 25 Le procès-verbal est rédigé par le secrétaire de séance, signé par le président de séance et transmis aux membres du Conseil dans les meilleurs délais.

第25条 議事録は、会議の書記が作成し、議長の署名を得た上で、近隣住区評議会の構成員に対して可能な限り速やかに伝達される。

Article 26 Un compte rendu succinct est porté à la connaissance de la population par voie d'affiches et de publications.

第26条 簡潔な報告書は、掲示や刊行物によって住民に周知される。

Article 27 Un registre des procès-verbaux est ouvert et tenu à jour dans un lieu prévu à cet effet, et dans la Mairie d'Arrondissement : il est à la disposition de la population du quartier.

Un registre spécifique sera destiné à recueillir les observations des habitants.

第27条 議事録集は、最新の状態に保たれたものが、専用の場所及び区役所において公開され、住民は自由にこれを利用できる。

住民の所見を集めて、独自の議事録が作成される。

V – EVALUATION :

V－評価

Article 28 Une fois par an, le Conseil de Quartier présente un rapport au Maire qui en informe le Conseil d'Arrondissement.

第28条 每年1回、近隣住区評議会は区長に報告書を提出し、区長はそれを区議会に通告する。

Article 29 L'observatoire de la démocratie locale et de la participation des citoyens composé de personnalités qualifiées et indépendantes évaluera le travail réalisé et assurera la transparence, notamment par un rapport annuel.

第29条 識見を持ち党派に属さない人物によって構成される地域民主主義・市民参加監視機関は、年次報告書等の手段により、近隣住区評議会が行った職務を評価し、その透明性を確保する。

Article 30 Lors du renouvellement des Conseils de Quartier, un bilan est réalisé afin d'apprécier les acquis, de consolider les résultats positifs et éventuellement de décider des évolutions souhaitables.

第30条 近隣住区評議会の改選の際には、これまで獲得した成果を評価し、良き成果を搖るぎないものとし、場合によっては望ましい発展方向についての決定を下すために、総括が行われる。

VOS CONSEILS DE QUARTIER

あなたの近隣住区評議会

Votre Conseil de Quartier AMANDIERS couvre le territoire : boulevard de Ménilmontant 42-44 au 152, la place Auguste Métivier entre le 1-3 et 2-4, la rue de Ménilmontant du 2 au 68, la rue Sorbier du 2 au 10, la rue de la Bidassoa à partir du 1, tous les numéros impairs, la place Martin Nadaud du 1 au 3 et du 2 au 4 et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

アマンディエール近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier BELLEVILLE couvre le territoire : du boulevard de Belleville entre le 1 et le 130, la rue de Ménilmontant entre le 1 et le 121, la rue de Belleville entre le 2 et le 92, la rue des Pyrénées entre le 305 et le 401 et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

ベルヴィル近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier GAMBETTA couvre le territoire : le côté pair du boulevard Davout jusqu'au 130, les rues Serpolet, Henri Duvernois et Pierre Soulié, le côté pair des rues Léon Frapié et Guébriand, le côté impair des rues Charles Renouvier, de l'Indre et de la villa Stendhal, le côté pair de la rue de la Bidassoa, le côté impair de la rue de Ménilmontant jusqu'à l'angle de la rue des Pyrénées, le côté pair de la rue Villiers de l'Isle Adam et à une compétence territoriale sur le boulevard Mortier jusqu'au 130, boulevard Davout, le côté impair des rues de Bagnolet, Pelleport et avenue Gambetta jusqu'à la place Saint-Fargeau, le côté impair de la rue Haxo jusqu'à l'angle de la rue du Surmelin côté pair jusqu'à la place de l'Adjudant Vincenot ; et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

ガンベッタ近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier PLAINE couvre le territoire : boulevard de Charonne du 2 au 44, le cours de Vincennes du 1 au 111, l'avenue de la porte de Vincennes du 1 au 111, la rue du Commandant l'Herminier, l'avenue Léon Gaumont, la place et la porte de Montreuil côté pair, la rue d'avron du 2 au 150 et a compétence territoriale sur : le côté pair de la rue d'Avron entre le 2 et le 150 et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

プレーン近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier REUNION - PERE-LACHAISE, couvre le territoire : du boulevard de Charonne du 46 au 212, puis le boulevard de Ménilmontant du 2 au 32, l'enceinte nord et est du cimetière du Père Lachaise, la rue des Pyrénées entre les rues Charles Renouvier et Vitrufe du 129 au 195, entre les rues de Vitrufe et des Maraîchers du 114 au 118, la rue des Maraîchers entre la rue des Pyrénées et la rue de la Croix Saint-Simon du 62 au 110 et du 55 au 99, la rue de la Croix Saint-Simon du 1 au 5, la rue Ferdinand Gambon, la rue d'Avron du 1 au 117 et a compétence territoriale sur toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

レユニオン・ペールラシェーズ近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier SAINT-BLAISE, couvre le territoire : boulevard Davout entre le 171 et le 229, la rue d'Avron entre le 101 et le 149, la rue des Pyrénées entre le 94 et le 149, le côté pair de la rue Serpolet, avenue du Professeur André Lemierre, le côté impair de la place et de l'avenue de la porte de Montreuil, le boulevard Davout jusqu'au 229, et a une compétence territoriale sur : le côté pair de la rue de Bagnolet jusqu'au 148, l'angle de la rue Charles Renouvier jusqu'à la rue des Pyrénées côté pair jusqu'au 94, le côté impair de la rue d'Avron jusqu'au 149, l'angle de la rue de l'Indre jusqu'au 1, rue Pelleport ; et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

サンブレーズ近隣住区評議会（以下略）

Votre Conseil de Quartier TELEGRAPHE - PELLEPORT - SAINT-FARGEAU, couvre le territoire : rue de Belleville à partir de la rue des Pyrénées jusqu'à la rue des Frères Flavien, le côté impair des rues Léon Frapié et Guébriand, le côté pair du 116 au 188 boulevard Mortier jusqu'à la rue du Surmelin côté impair, le côté pair de la rue Haxo à l'avenue Gambetta côté pair, et a une compétence territoriale sur : l'avenue Gambetta jusqu'à la rue Pelleport côté pair, le côté impair de la rue Villiers de l'Isle Adam, du 238, rue des Pyrénées, jusqu'au 98, rue de Belleville ; et toutes les rues à l'intérieur de cette délimitation.

テレグラフ・ペルポール・サンファルジョー近隣住区評議会（以下略）

*ここでは、第14条を受けて、7つの近隣住区評議会の管轄領域が具体的に規定されているが、訳出は省略した。なお、50ページの地図もあわせて参照されたい。

報告書名

分権型社会における

都市型コミュニティ施策の構築に向けて

～ソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える～

平成16年度 特別研究チーム報告書

発行日 平成17年3月31日発行

発行 川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

電話 (044) 200-2094

FAX (044) 200-3800



音楽のまち・かわさき

川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1

電話 (044) 200-2094 定価 500 円